

令和5年度全国公共図書館協議会研究集会

令和5年7月6日

公立図書館における読書バリアフリーの 現状と課題

専修大学文学部教授
野口 武悟

はじめに

【高まる読書バリアフリーへのニーズ】

- 現在の障害者の総数は936.6万人
 - 人口の約7.4%に相当
 - 内訳：身体障害者436万人，知的障害者108.2万人，精神障害者392.4万人
- 高齢で心身の機能が低下した状態の人なども含めると，**実際はこの数倍にのぼる**とされる

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(2011→2021)



(各年度数は5月1日現在)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(2011年度) 1,054万人 (2021年度) 961万人

0.9倍

特別支援教育を受ける児童生徒数

28.5万人
2.3%

1.9倍

53.9万人
5.6%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人
0.6%

1.2倍

8.0万人
0.8%

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

15.5万人
1.5%

2.1倍

32.6万人
3.4%

通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 LD ADHD
肢体不自由 病弱・身体虚弱

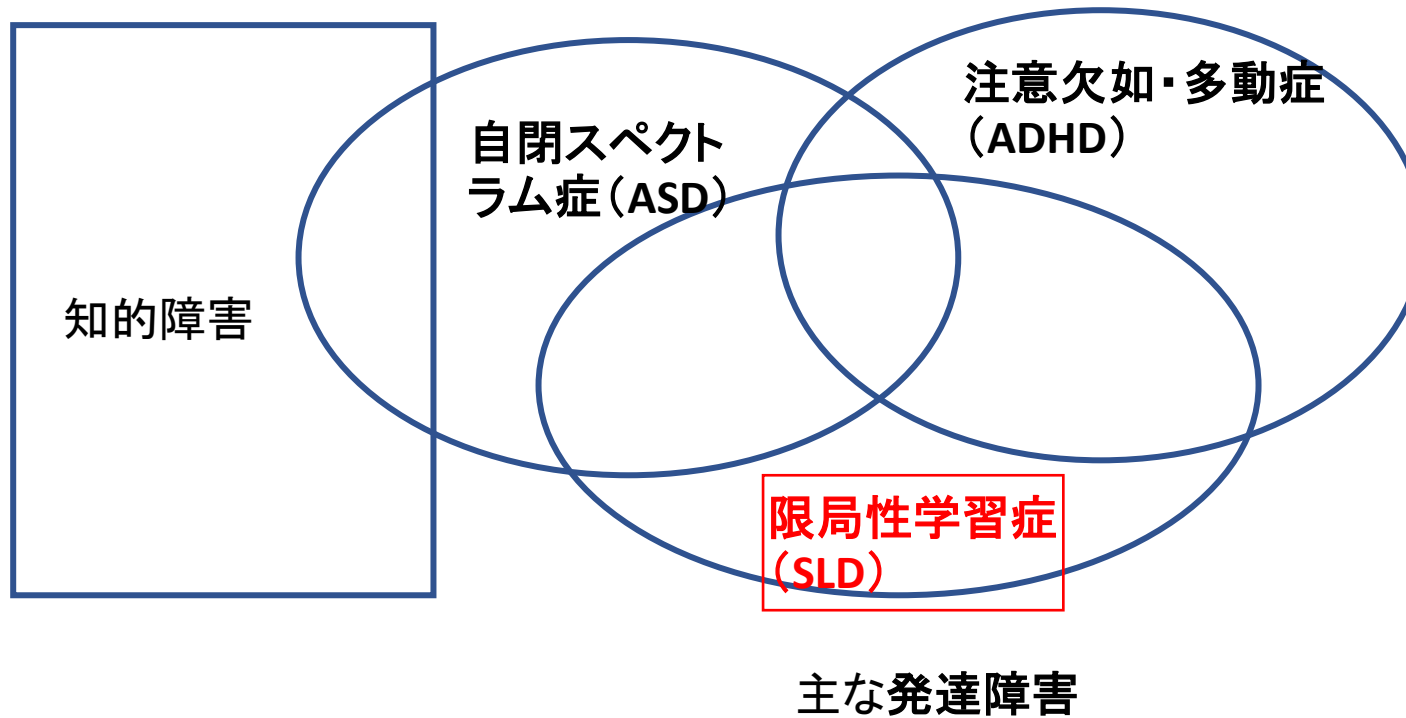
6.5万人
0.6%

2.0倍

13.3万人
1.4%

※2011年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、2019年5月1日現在の数(出典:通級による指導実施状況に関する調査)。
その他は2021年5月1日現在の数(出典:学校基本統計)。



＊限局性学習症＝学習障害 (LD) の人の約
80%に読み書き困難 (ディスレクシア) あり

思い出して下さい。あなたの
クラスにこんな子は、いませ
んでしたか。黒板をノートに
写し取るのに時間がかかる
子。ノートのマスから文字が
はみ出してしまふ子。本読み
がつまりつまりでしか読め
ない子。きつといたことと思
います。彼らは、そうしたく
てしていたのでしょうか。そ
れとも、がんばっていたのだ
けれどそうなっていたので
しょうか。

文字がにじんで見える

思い出して下さい。あなたの
クラスにこんな子は、いませ
んでしたか。黒板をノートに
写し取るのに時間がかかる
子。ノートのマスから文字が
はみ出してしまふ子。本読み
がつまりつまりでしか読め
ない子。きつといたことと思
います。彼らは、そうしたく
てしていたのでしょうか。そ
れとも、がんばっていたのだ
けれどそうなっていたので
しょうか。

文字がゆらいで見える

思い出して下さい。あなたの
クラスにこんな子は、いませ
んでしたか。黒板をノートに
写し取るのに時間がかかる
子。ノートのマスから文字が
はみ出してしまふ子。本読み
がつまりつまりでしか読め
ない子。きつといたことと思
います。彼らは、そうしたく
てしていたのでしょうか。そ
れとも、がんばっていたのだ
けれどそうなっていたので
しょうか。

鏡文字となって見える

思い出して下さい。あなたの
クラスにこんな子は、いませ
んでしたか。黒板をノートに
写し取るのに時間がかかる
子。ノートのマスから文字が
はみ出してしまふ子。本読み
がつまりつまりでしか読め
ない子。きつといたことと思
います。彼らは、そうしたく
てしていたのでしょうか。そ
れとも、がんばっていたのだ
けれどそうなっていたので
しょうか。

文字がかすんで見える

【解決急がれる「本の飢餓（読書の飢餓）」】

- ・視覚障害者等が読める方式の書籍等の割合

先進国・・・7%程度

開発途上国・・・1%未満

- ・視覚障害者等が読める方式の書籍等の「買う自由」と「借りる権利」の確立を！

→日本を含め、各国で法整備や環境整備等が進められる

【進む法律等の整備】

2016年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法) 施行

→すべての公立図書館・公立学校にも「合理的な配慮」提供義務

→「合理的な配慮」の的確な提供に向けた「環境整備」(事前的改善措置)も努力義務

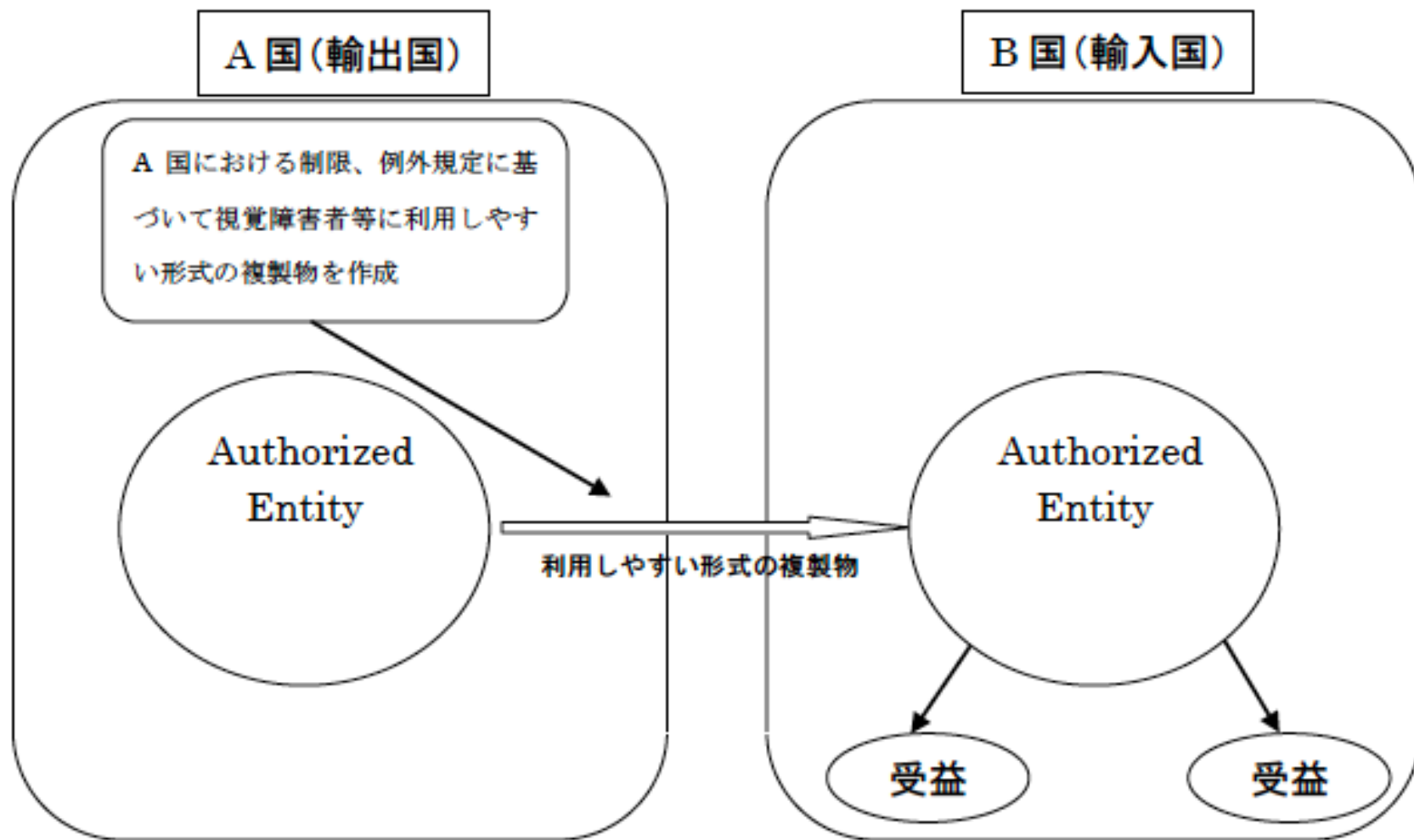
合理的な配慮：障害者一人ひとりの意思の表明(ニーズ)をもとに、状況や場面に応じた変更や調整を、[図書館等の]体制や費用などの負担がかかり過ぎない範囲において行うこと

2019年1月

「盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」 （マラケシュ条約）発効

→締結国（約90か国）が各国の著作権法の権利制限によって複製されたアクセシブルな資料をAE（Authorized Entity）を通して国際的に交換（輸出入）可能に

→AEの窓口は，当面，国立国会図書館と全国視覚障害者情報施設協会が担当



出典：文化庁国際課「世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について」

2019年1月 改正「著作権法」施行

→すべての学校図書館・公共図書館において，視覚障害者等のために音声化，電子化等の複製と公衆送信が著作権者に無許諾で可能（第37条第3項）

→実務上は，「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」が参考になる

※日本図書館協会のサイト上で全文公開

2019年6月

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（**読書バリアフリー法**）施行

→「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的」

- 「読書バリアフリー法」のポイント

- 対象者は視覚障害者等（視覚による表現の認識が困難な者）

- 視覚障害者だけに限定していない

- 買うから借りるまで

- すべての図書館、出版界を想定した施策

- 国と地方公共団体に計画策定を求める

- 国には義務、地方公共団体は努力義務

- アクセシブルな電子書籍への注目

- 関係者相互の「連携」の重視

2020年7月 国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）策定

2022年5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）制定

2023年6月 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」制定

全公図調査の結果からみる現状と課題

【全公図調査研究の概要】

- 全公図が2021（令和3）年度・2022（令和4）年度に実施した「公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査」の結果とその分析をもとに、現状と課題を報告する。
- 調査目的：全国の公立図書館における障害者サービスの実態を把握し、今後の障害者サービスのより良い発展に資すること。
- 調査内容：(1) 図書館基本情報，(2) 蔵書・資料製作，(3) サービス，(4) 施設・設備，(5) 広報・研修等

- **調査対象館**：全国の公立図書館とし，1自治体に複数の図書館がある場合は中心館に取りまとめを行ってもらった。
- **回答対象期間**：特に指示のある項目を除き，2020（令和2）年度末現在の状況，実績をたずねた。
- **回答状況**：都道府県100%，市区町村99.8%
- **分析指標**：2017年度の国立国会図書館調査をほぼ踏襲する形で分析指標（指標1，指標2）を設定。

【指標1】 以下のすべてを満たしている館

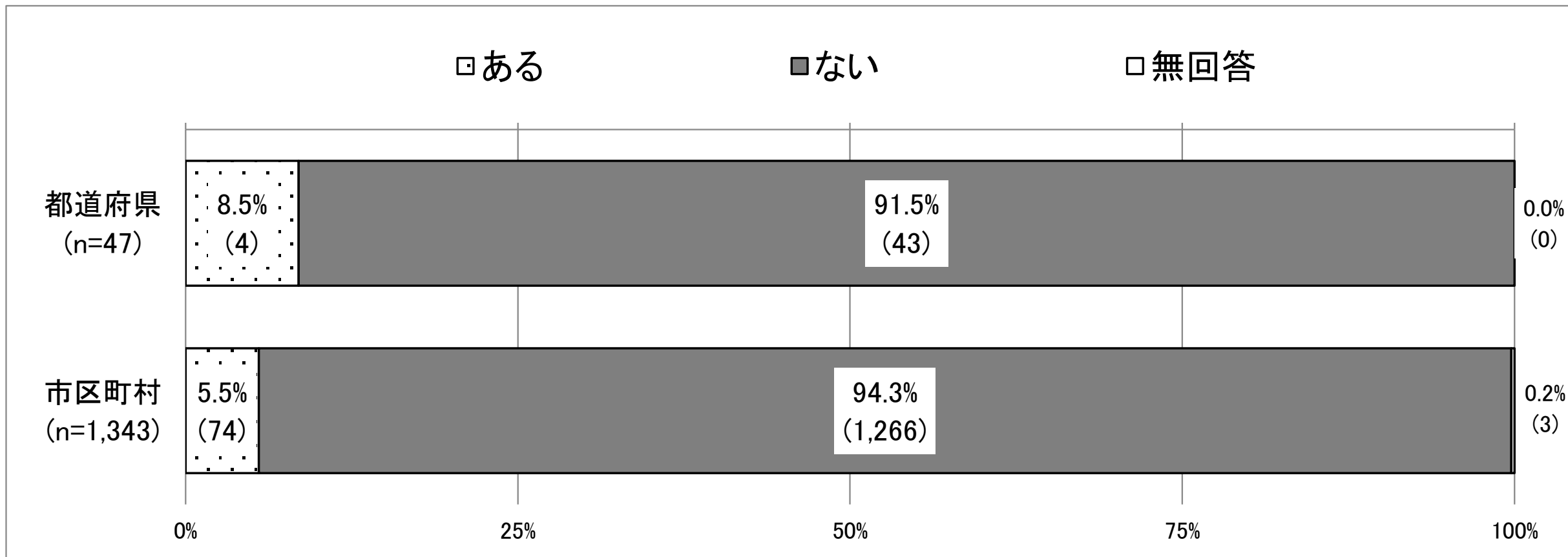
- ①録音資料（音声デイジーまたはカセットテープ）の貸出を行っており、実績もある。
- ②特定録音物等郵便物の発受施設の指定を受けている。
- ③郵送貸出サービス（点字・録音資料（音声デイジーまたはカセットテープ）），又は宅配サービスを行っており、実績もある。

【指標2】 指標1に加え、以下のすべてを満たしている館

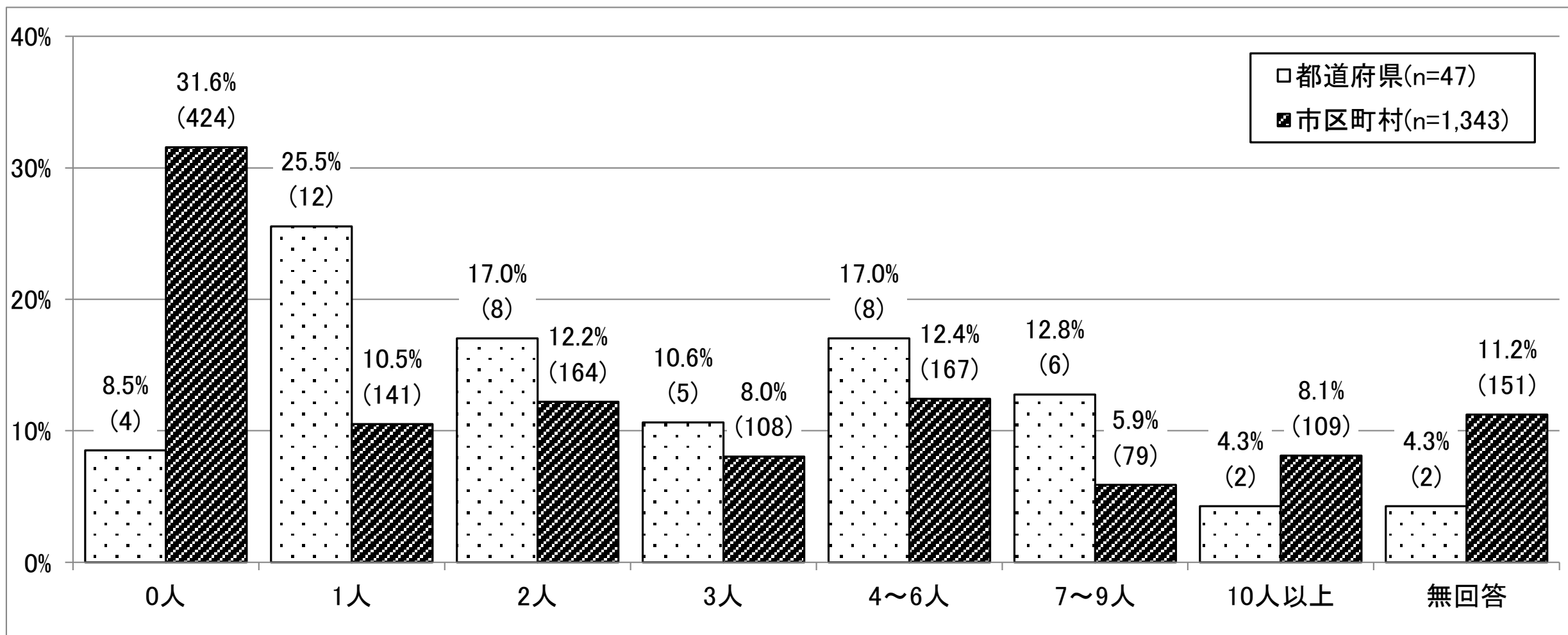
- ④録音資料（音声デイジーまたはカセットテープ）又はマルチメディアデイジーの資料製作をしている。
- ⑤対面朗読サービスの実施体制がある（実績の有無は問わない）。

主な結果と分析（Ⅰ）：図書館基本情報

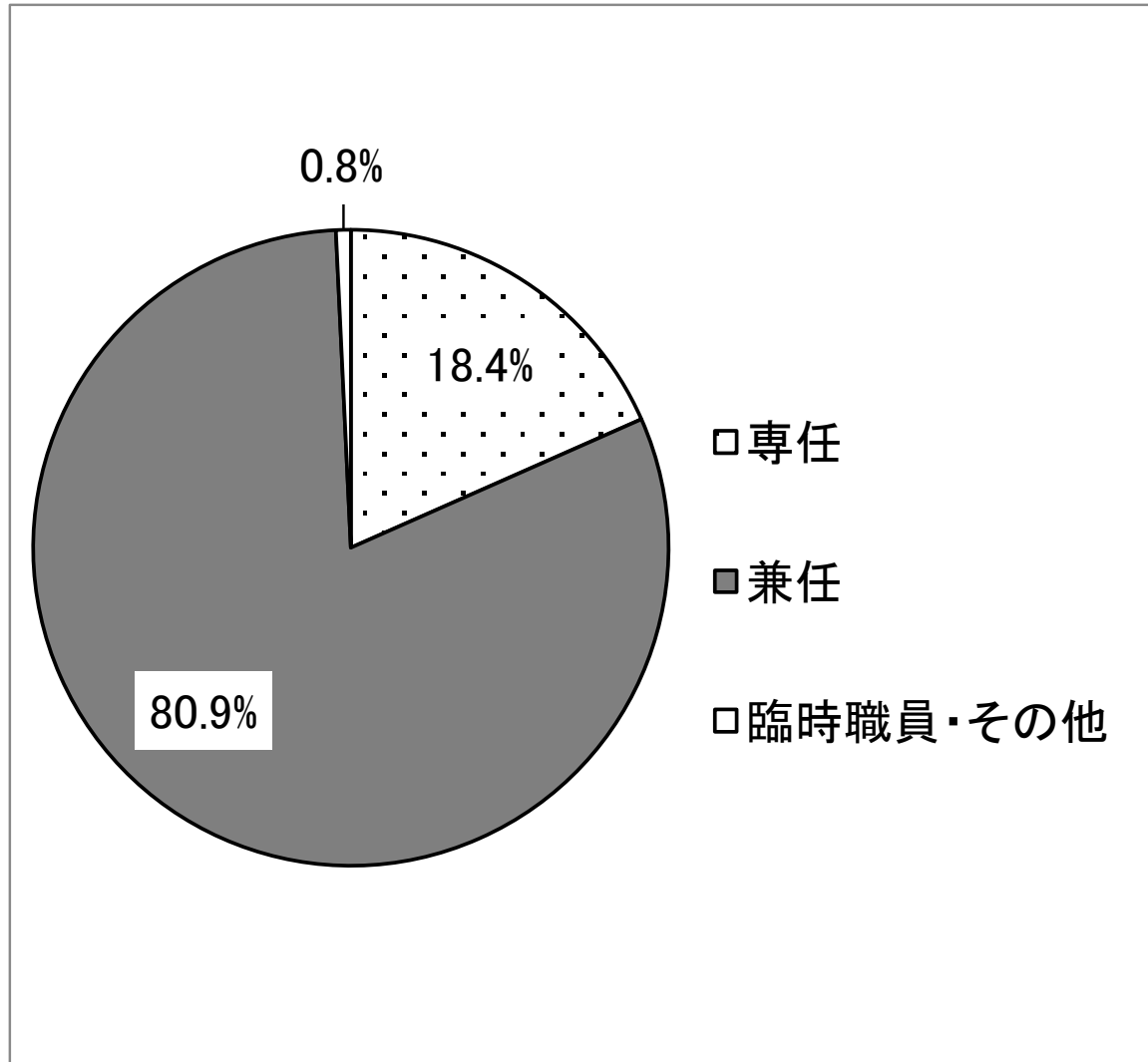
【専ら障害者サービスのみを担当する課や係の有無】



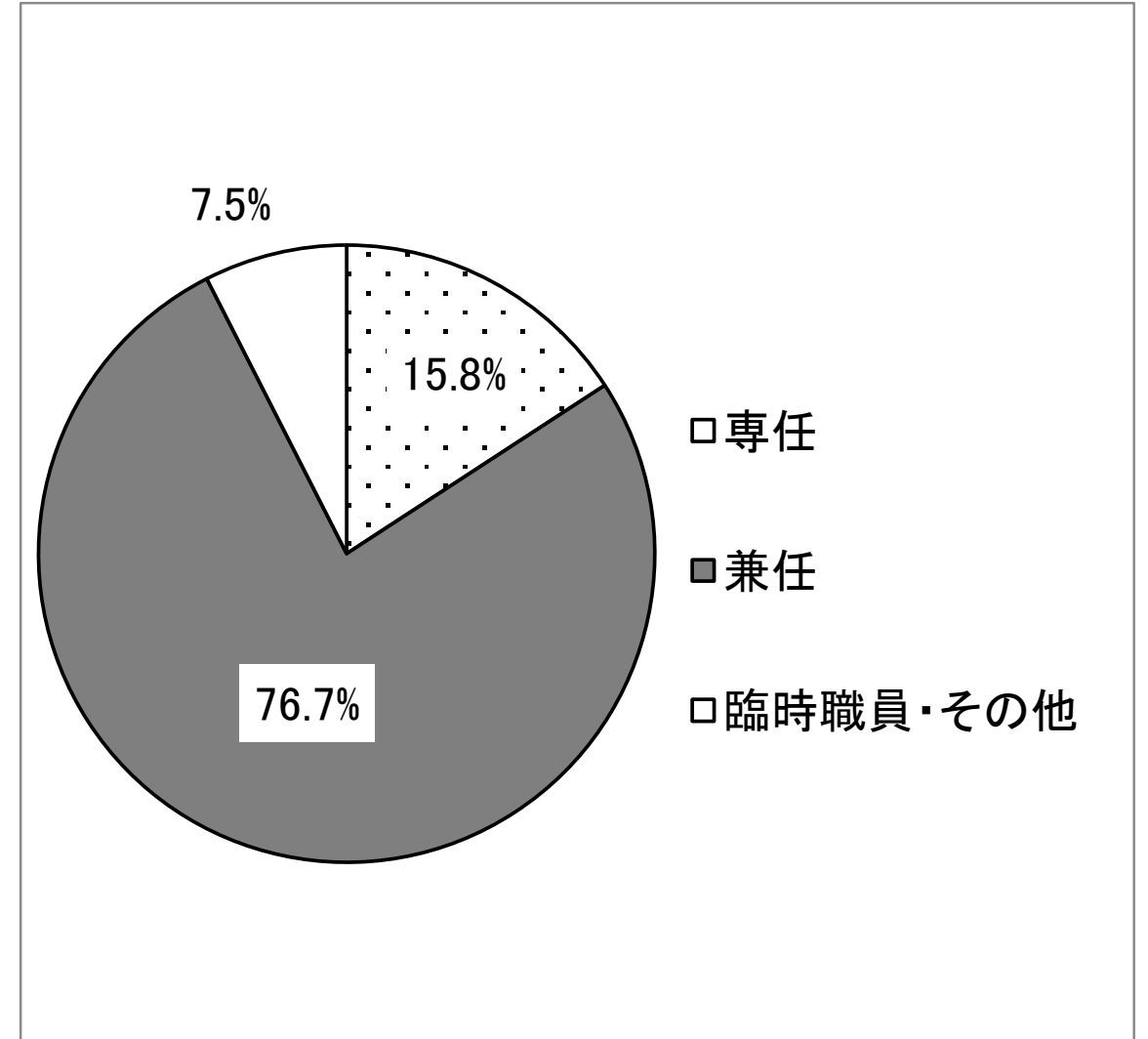
【 障害者サービスを担当する職員数】



【障害者サービスを担当する職員の専任・兼任の別】

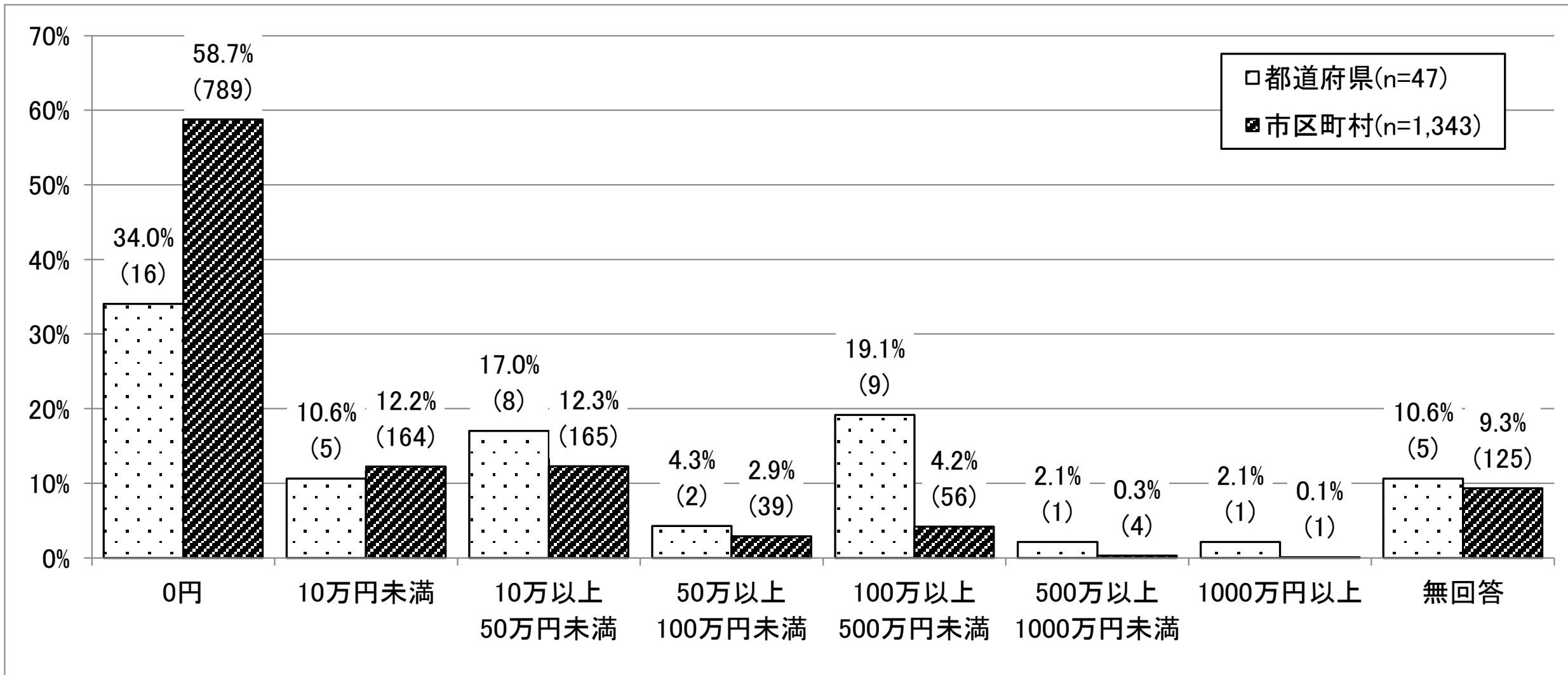


都道府県立図書館

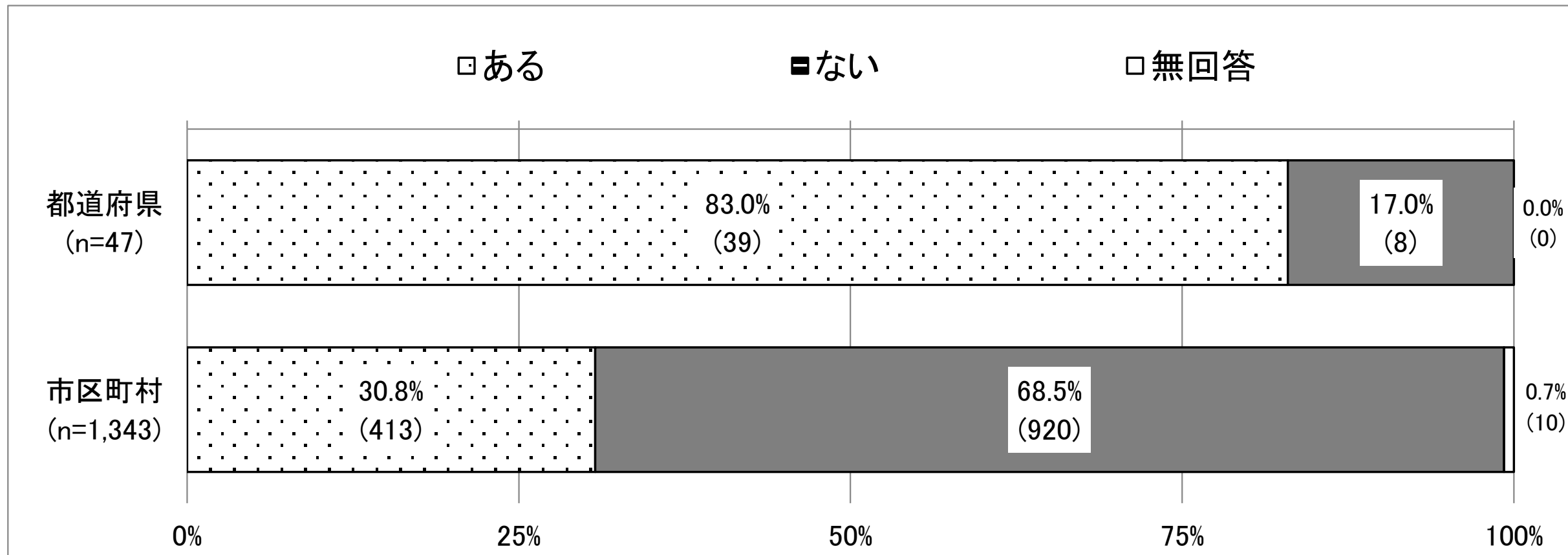


市区町村立図書館

【障害者サービスに関する予算】



【障害者サービスに関する要綱・要領・規則等の有無】

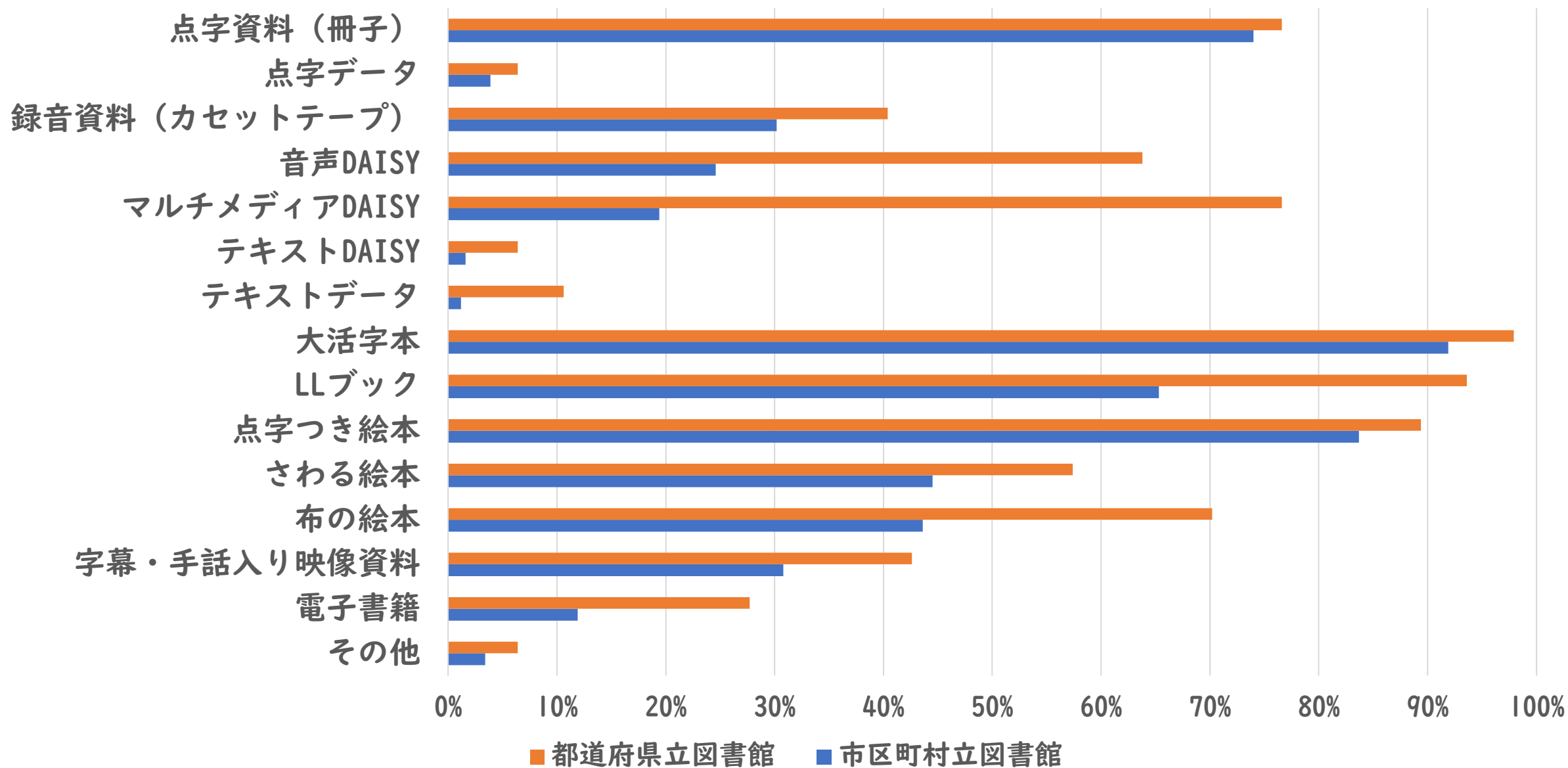


【分析：指標適合率】

自治体区分	2021全公図調査					(参考) 2017国会図調査				
	指標1		指標2		全体の 館数	指標1		指標2		全体の 館数
	適合する館数	適合率	適合する館数	適合率		適合する館数	適合率	適合する館数	適合率	
都道府県	21	44.7%	7	14.9%	47	19	40.4%	7	14.9%	47
政令指定都市	7	33.3%	5	23.8%	21	11	57.9%	9	47.4%	19
市	175	23.0%	102	13.4%	762	149	23.0%	83	12.8%	649
特別区	19	82.6%	19	82.6%	23	15	71.4%	14	66.7%	21
町村	9	1.7%	5	0.9%	537	7	1.8%	1	0.3%	397
(私立)	なし	なし	なし	なし	なし	1	7.1%	1	7.1%	14
総計	231	16.6%	138	9.9%	1390	201	17.6%	114	10.0%	1147

主な結果と分析（2）：蔵書・資料製作

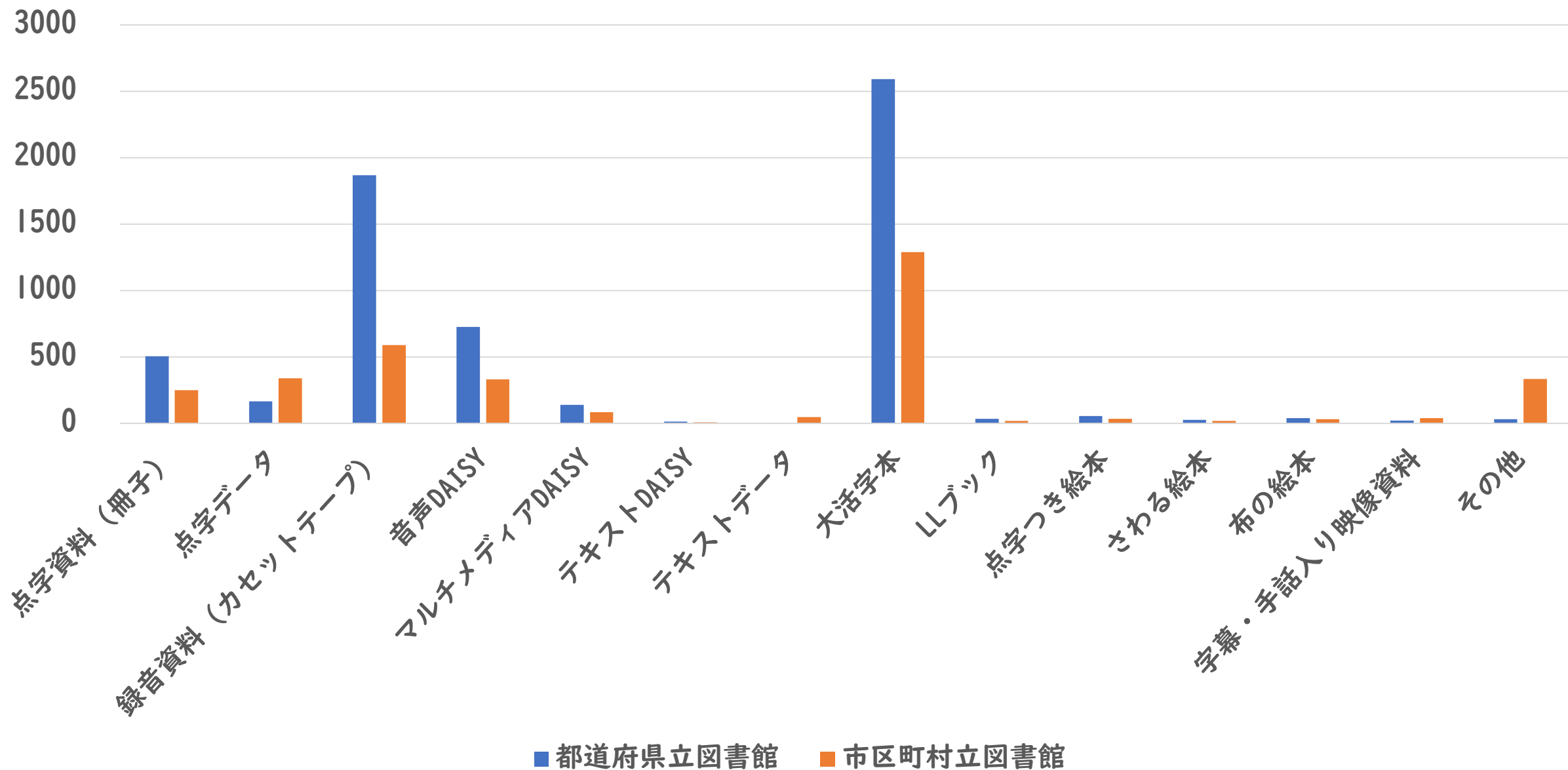
【主なアクセシブルな書籍等の所蔵率】



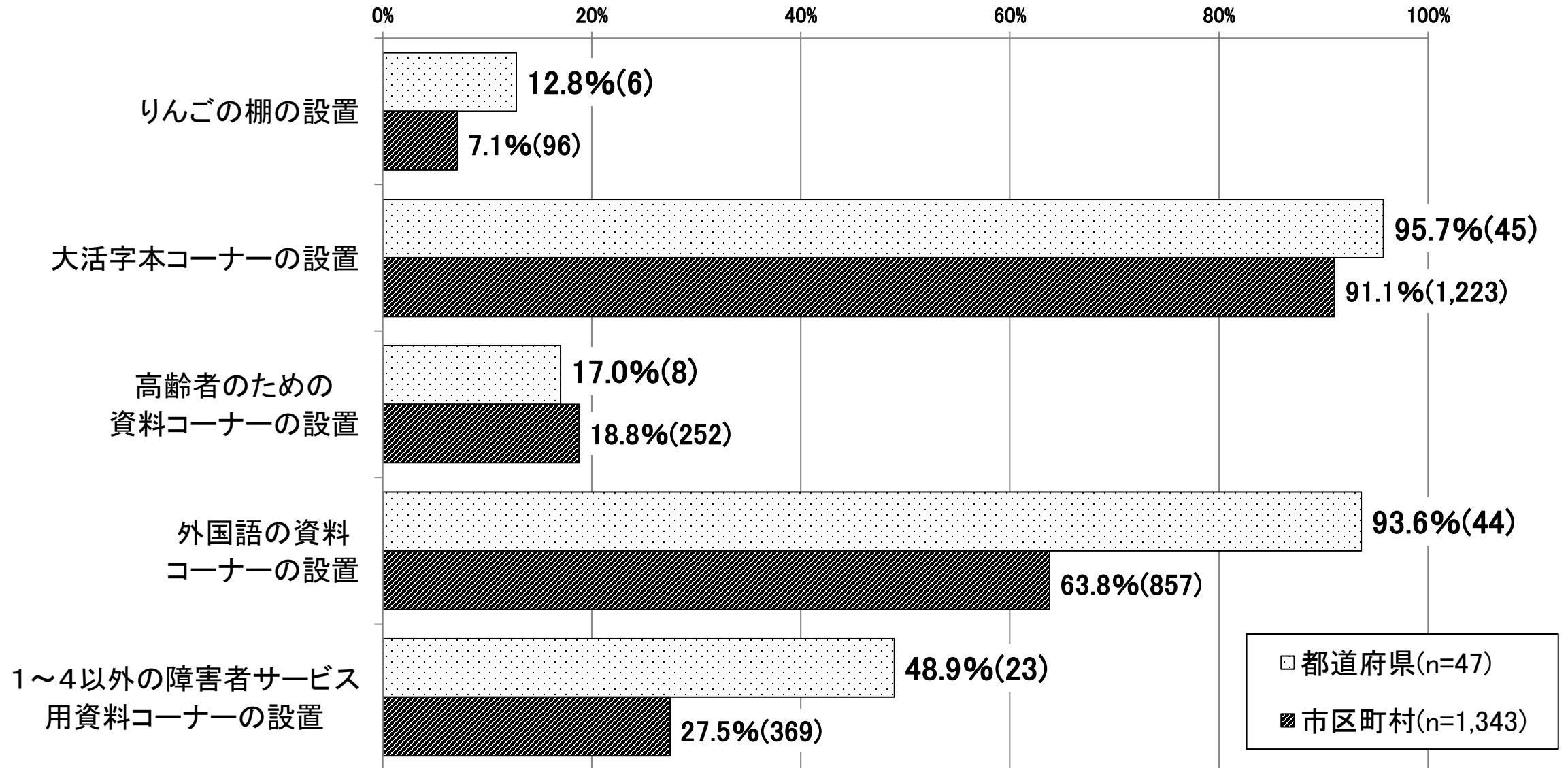
【主な書籍等の所蔵率の変化】

	2017年	2021年
点字データ	4.1%	4.0%
音声DAISY	26.7%	26.0%
マルチメディアDAISY	15.4%	21.4%
テキストDAISY	1.0%	1.7%
テキストデータ	0.4%	1.5%
LLブック	31.0%	66.3%
手話・字幕入り映像資料	9.0%	31.2%

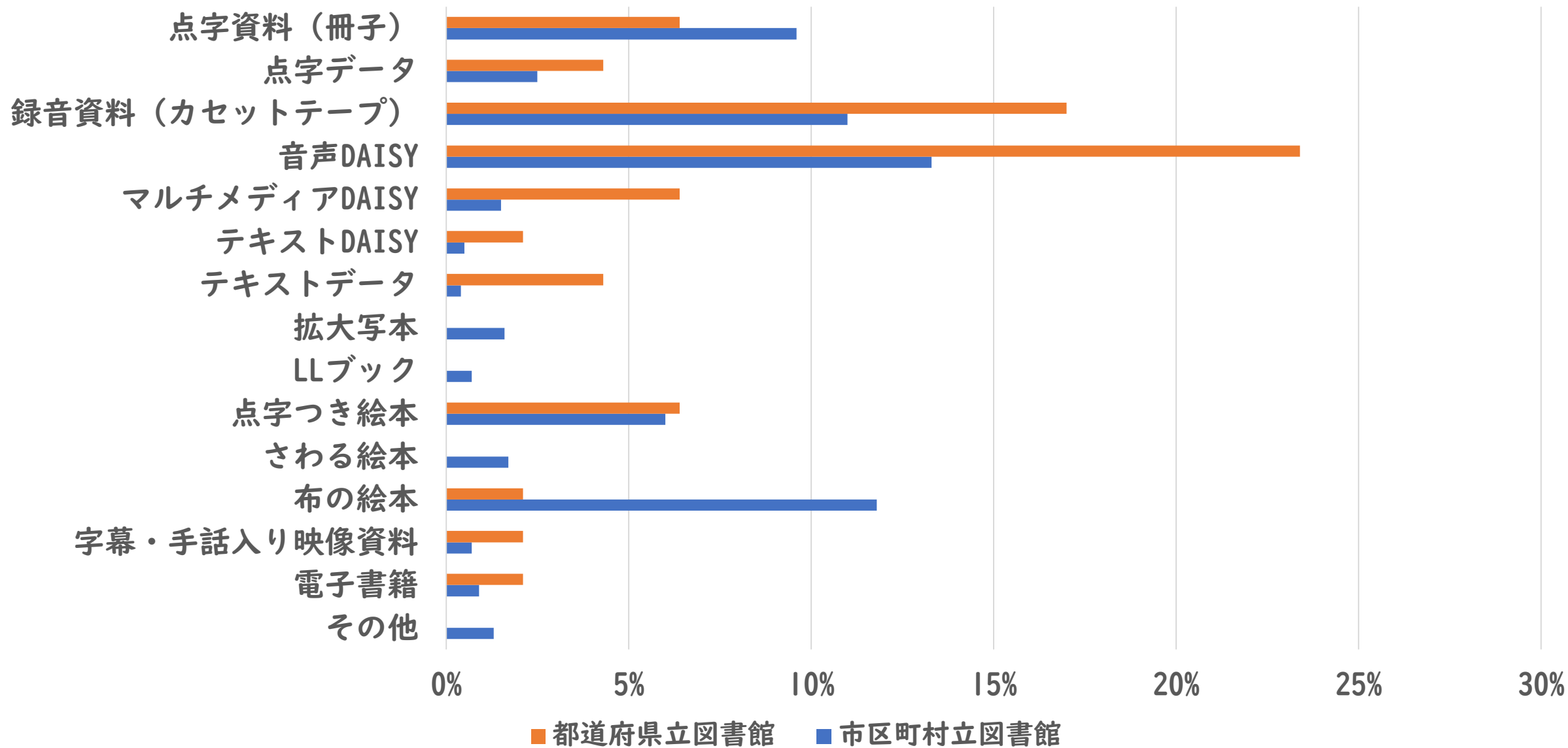
【主なアクセシブルな書籍等の平均所蔵タイトル数】



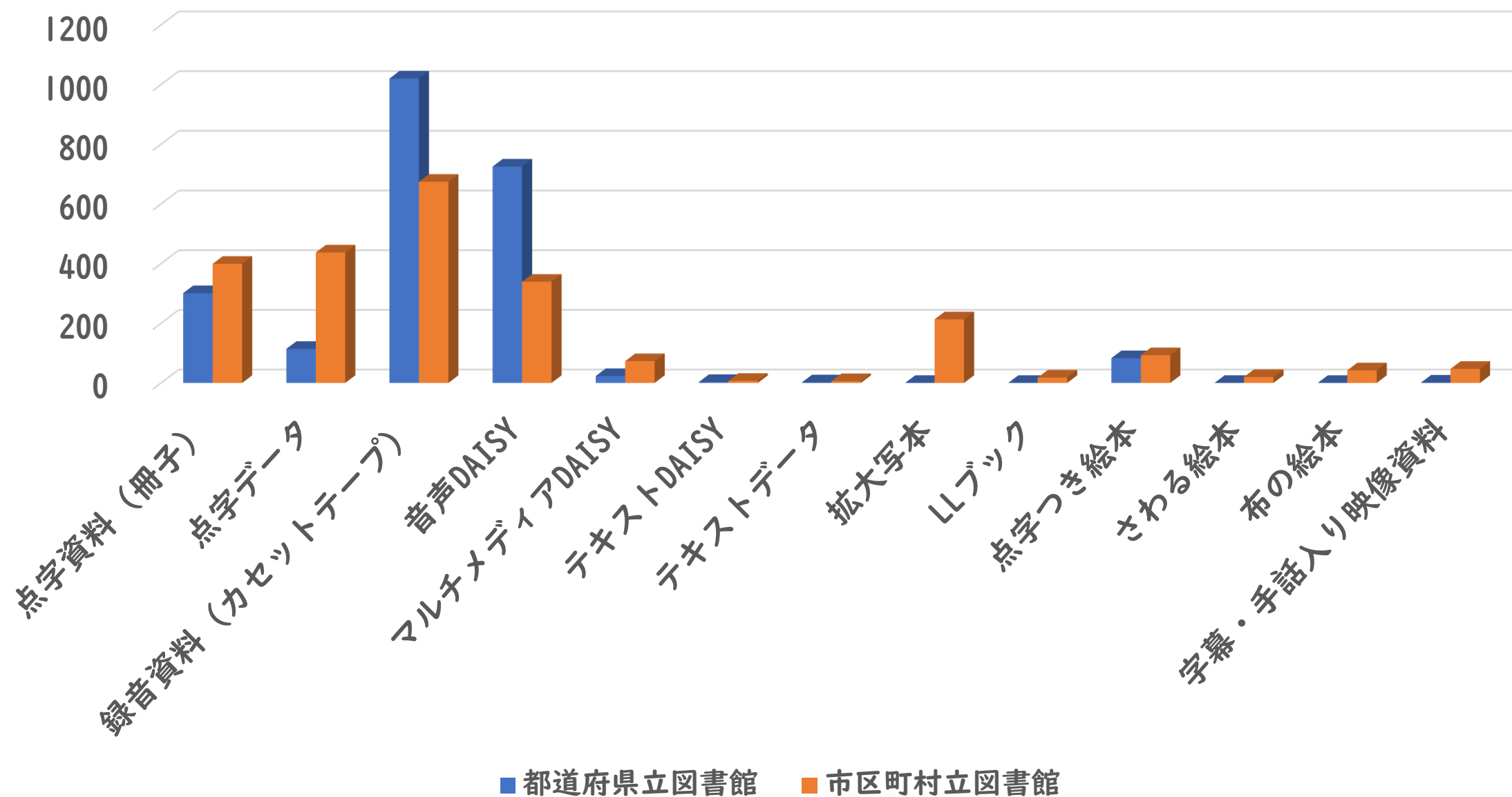
【資料コーナーの設置状況】



【主なアクセシブルな書籍等の製作率】



【主なアクセシブルな書籍等の平均製作タイトル数】



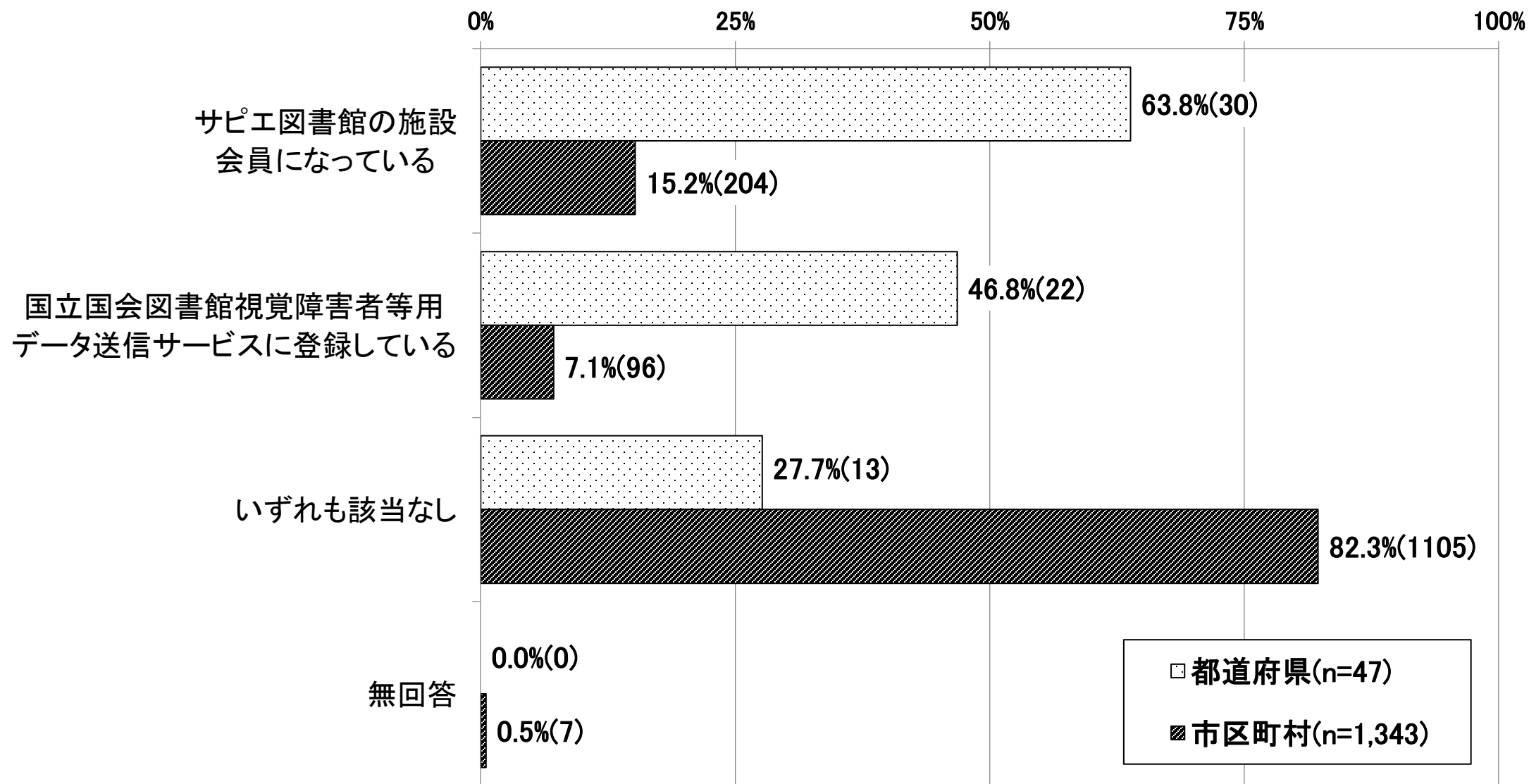
【書籍等の製作者：市区町村立図書館の場合】

n=300

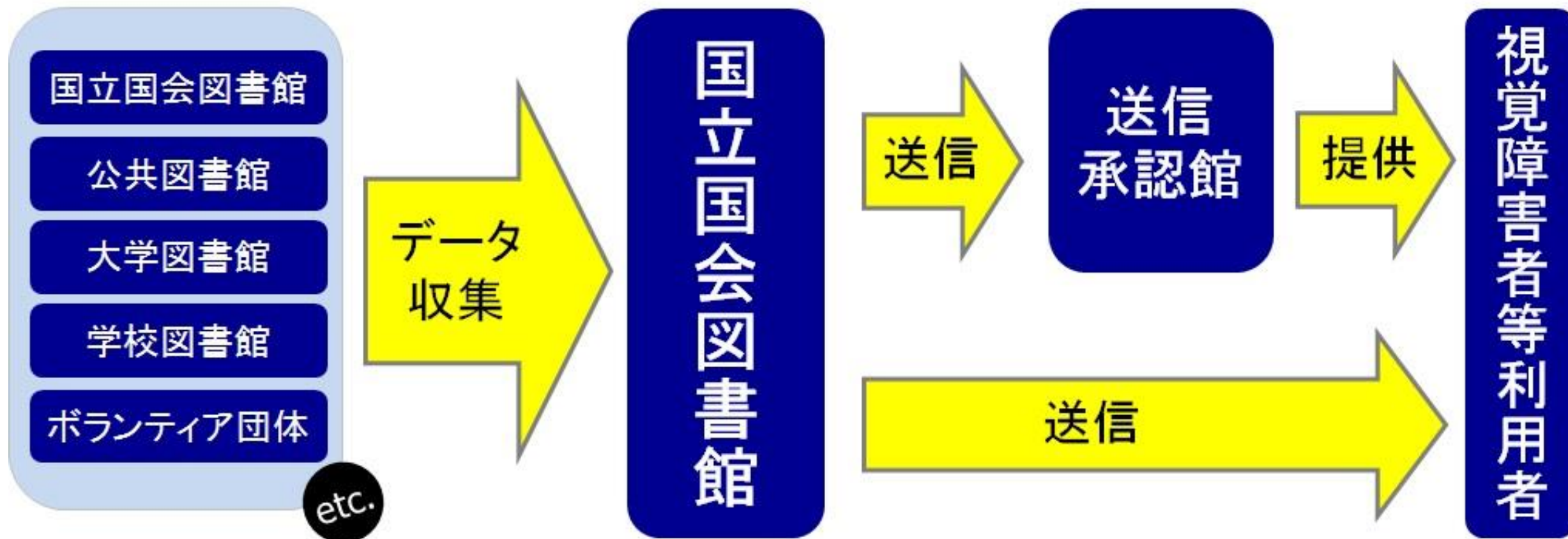
上段: 図書館数
下段: 平均人数

資料種別	全体	職員	図書館協力者 (注1)	個人ボランティア		ボランティアグループ (注2)		業者委託 (注3)	その他
				無償	交通費のみ支給	無償	交通費のみ支給		
1 点訳	135	7	39	9		86	1	4	
	(16)	(2)	(20)	(9)		(14)	(38)	(1)	
2 音訳	223	16	82	18		111	8	8	1
	(22)	(2)	(25)	(15)		(22)	(13)	(6)	(1)
3 デイジーの編集	146	27	59	11		57	3	3	1
	(20)	(2)	(22)	(15)		(22)	(18)	(1)	(1)
4 テキストデータ化	9	4	4			1			
	(15)	(4)	(28)			(10)			
5 拡大写本製作	11	3	1			7			
	(10)	(4)	(1)			(14)			
6 布の絵本製作	93	8	8	10	2	72	1		
	(9)	(2)	(9)	(5)	(4)	(9)	(10)		
7 さわる絵本製作	11	1	2	1		7			
	(13)	(2)	(25)	(9)		(12)			
8 字幕・手話入り映像資料製作	1	1							
	(1)	(1)							
9 その他	7	4	3			1			
	(3)	(2)	(5)			(1)			

【製作した書籍等のデータの共有】



【（参考）国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスの仕組み】



出典：国立国会図書館のウェブサイト

- ・分析：所蔵状況

- ▶都道府県立図書館，市区町村立図書館ともに，アクセシブルな書籍等の所蔵が１点以上と回答した館には，担当する職員がいる割合が高かった。

- ▶都道府県立図書館では，予算の多さと所蔵数の多さは必ずしも比例しなかった。一方，市区町村立図書館では，予算が多い館ほど所蔵数０点の割合が減少し，所蔵タイトル数が多くなる傾向がみられた。

▶都道府県立図書館と市区町村立図書館のどちらにおいても、
「点字データ」「音声デイジー」「マルチメディアデイジー」
「テキストデイジー」「テキストデータ」を所蔵する館は、
「サピエ図書館」や「視覚障害者等用データ送信サービス」に
登録している傾向がみられた。特に、市町村立図書館では、全
体平均よりも、3割ほど高かった。

・分析：製作状況

▶都道府県立図書館と市区町村立図書館のどちらにおいても、担当する職員がいる館の方が資料製作を行っている傾向がみられた。

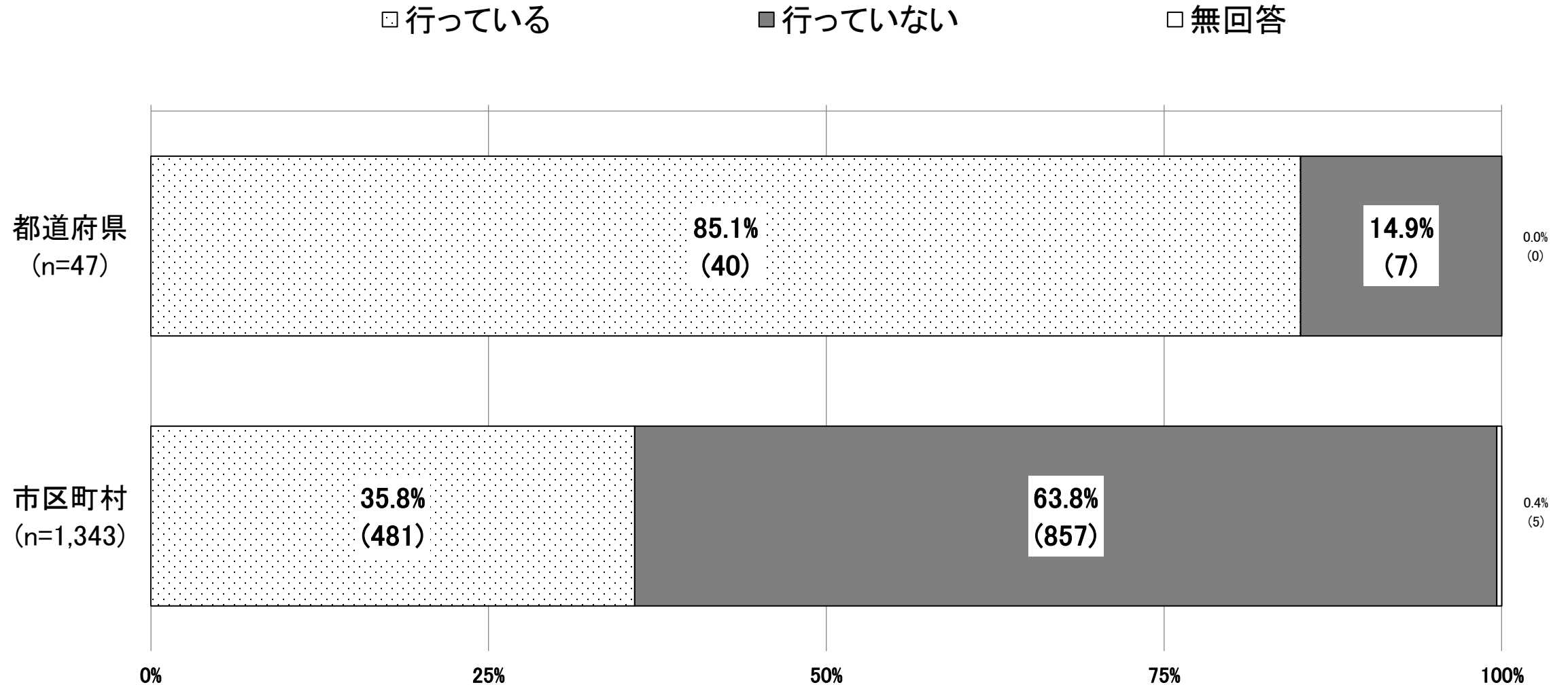
▶都道府県立図書館では、「音声デイジー」と「カセットテープ（障害者向け）」において、予算が300万円以上の館の製作率が高かったが、有意な傾向を見出すことはできなかった。市区町村立図書館では、製作館数が多い「音声デイジー」「布の絵本」「カセットテープ（障害者向け）」「点字資料・点訳絵本（冊子）」「点字つき絵本」において、予算が多い館ほど資料製作を行っている傾向がみられた。

▶都道府県立図書館では、担当する職員数が多いほど資料製作を行っている傾向がみられた。市区町村立図書館では、担当する職員がいる館の方が資料製作を行っているが、人数による差はあまりみられなかった。

▶資料を製作している館のうち、指標Ⅰに適合する館は、都道府県立図書館が66.7%，市区町村立図書館が52.4%であった。

主な結果と分析（3）：サービス

【障害者サービスの利用登録の有無】

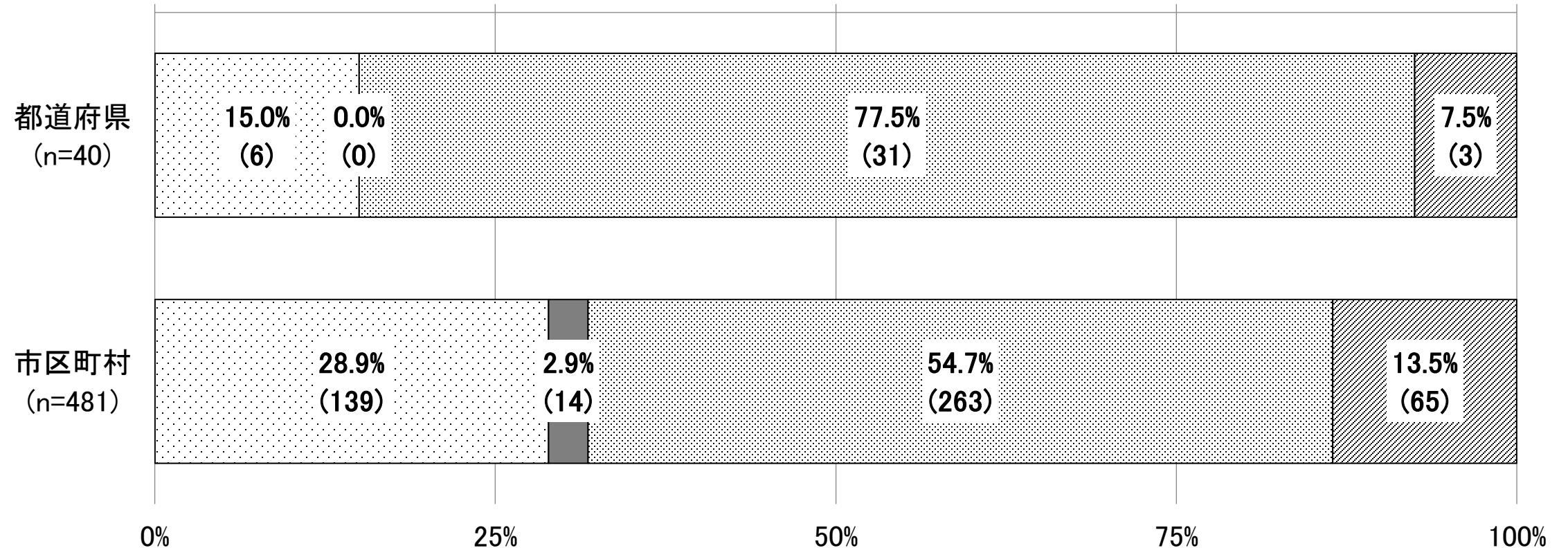


【障害者サービスの利用登録要件】

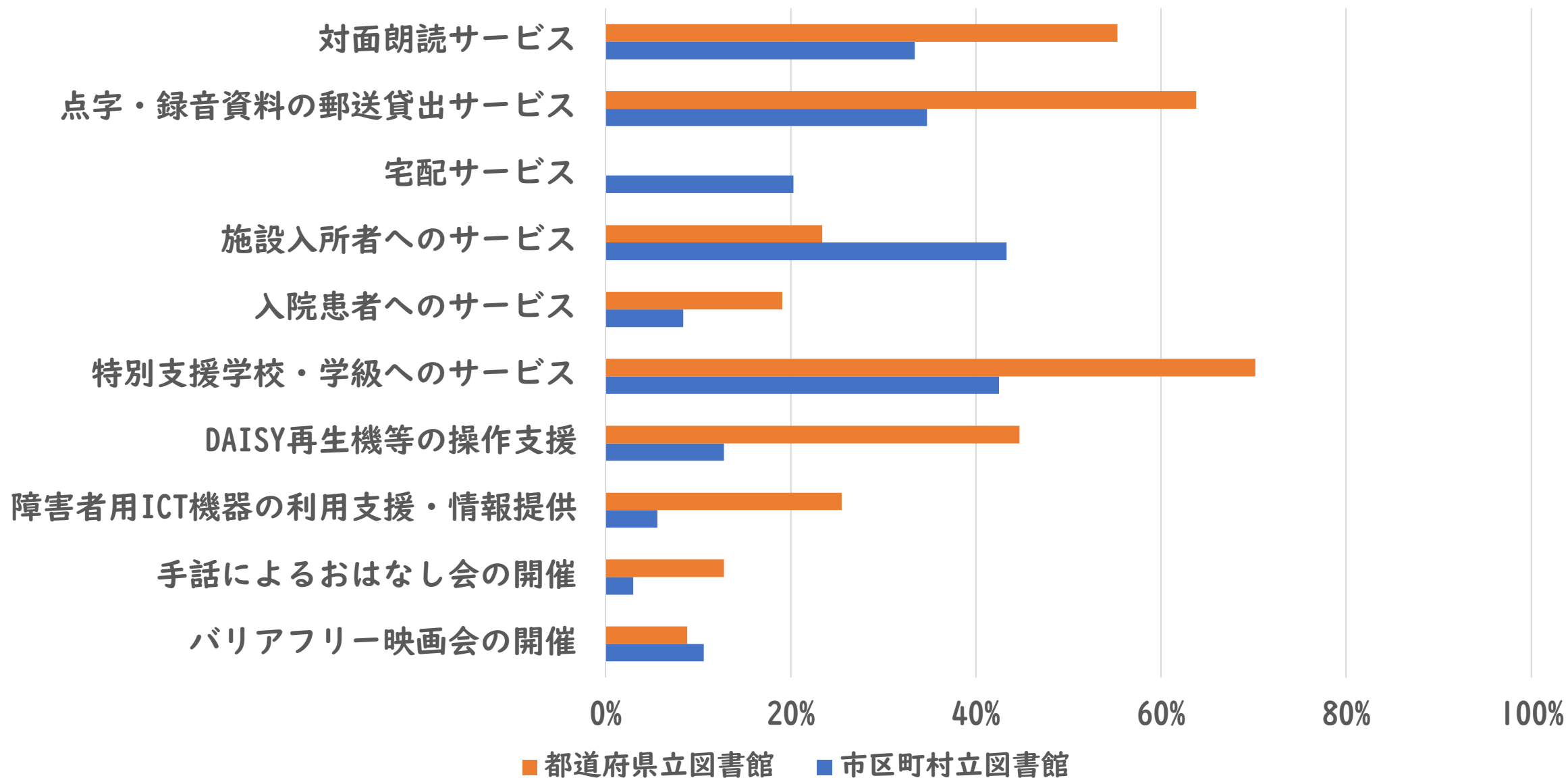
□ 障害者手帳を有する者のみ

■ 視覚障害者(障害者手帳の有無は問わない)

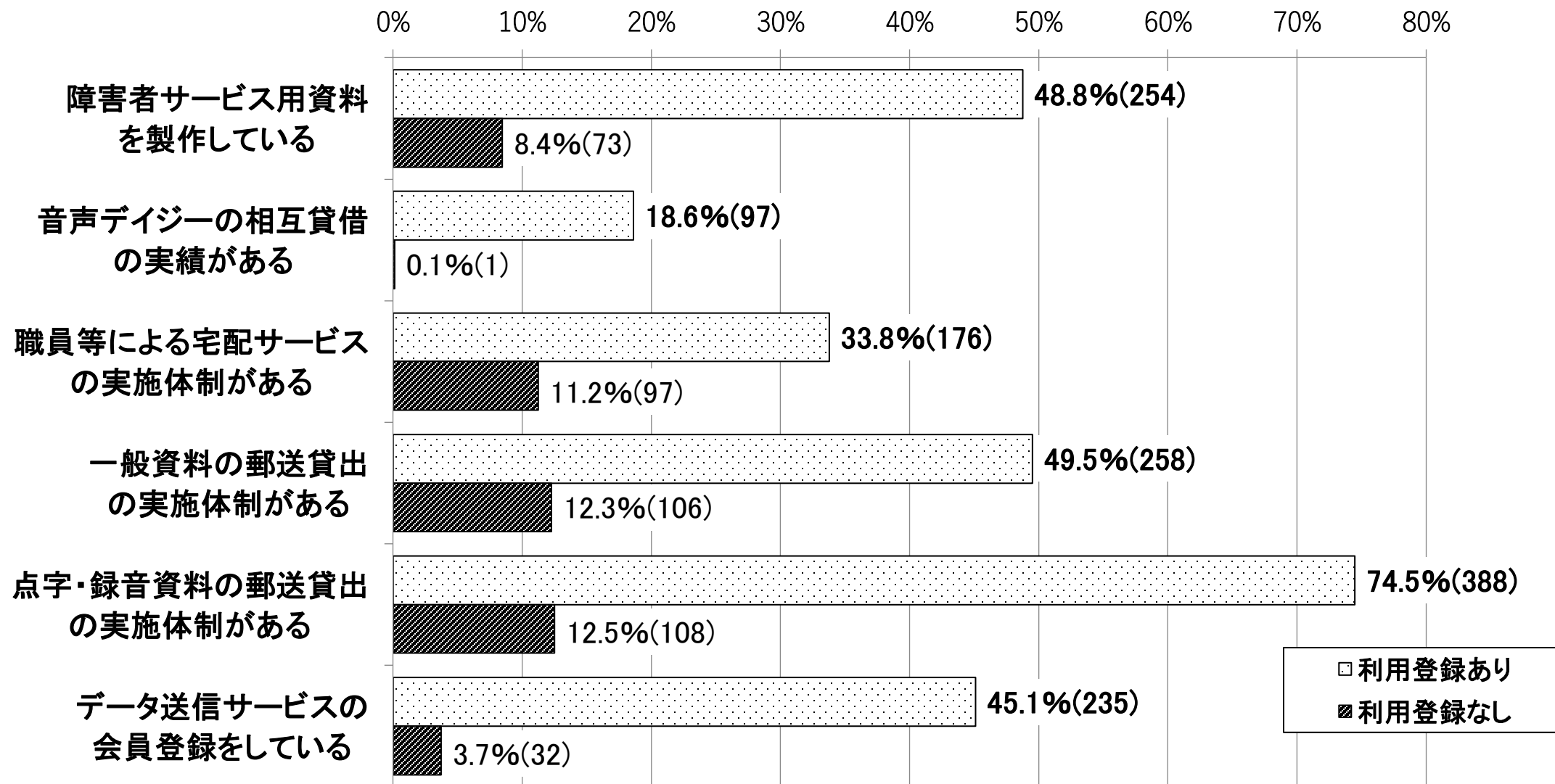
▨ 視覚障害者等、視覚による表現の認識が困難な者 ▩ 該当なし・無回答



【主なサービスの実施状況】

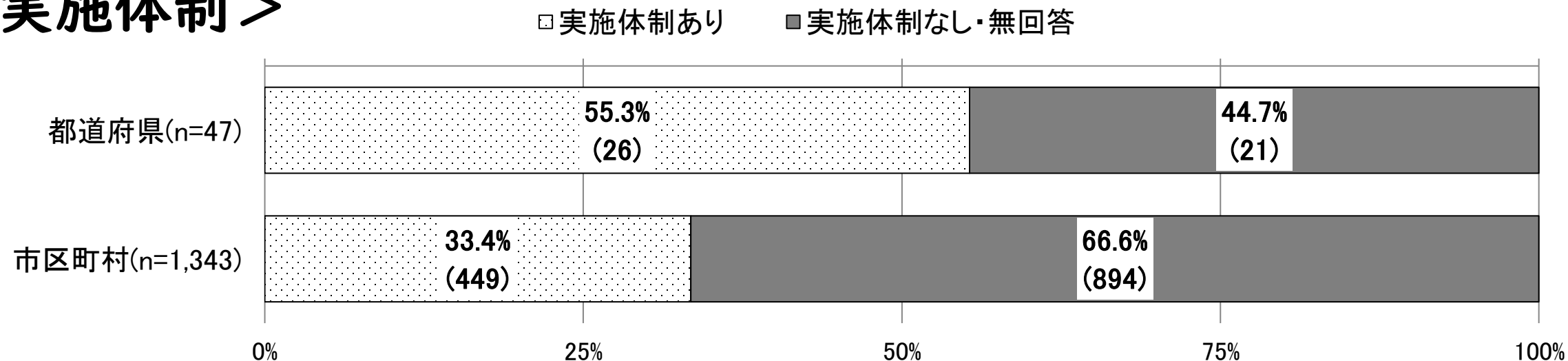


【障害者サービスの利用登録の有無と主なサービスの実施状況との関係】

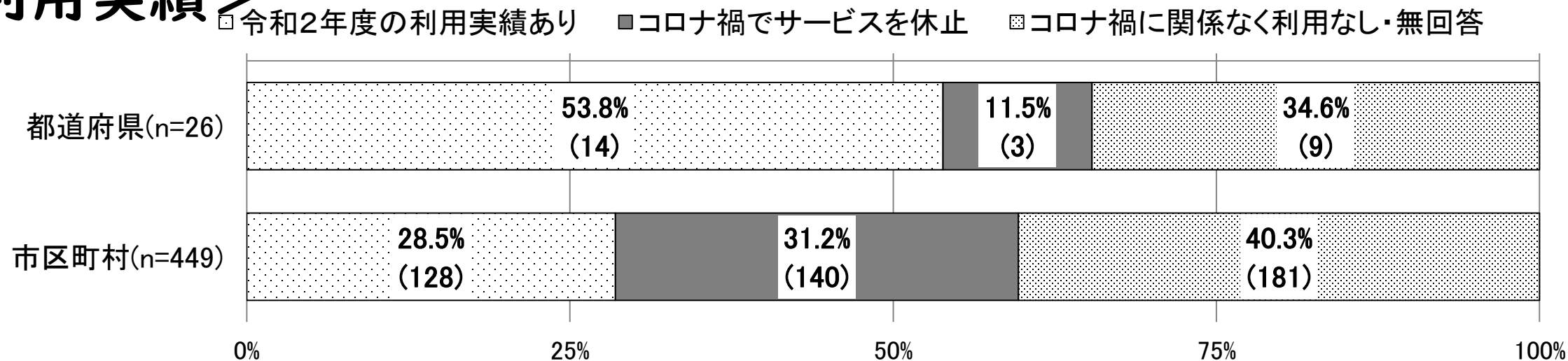


【対面朗読サービスの実施と実績】

<実施体制>

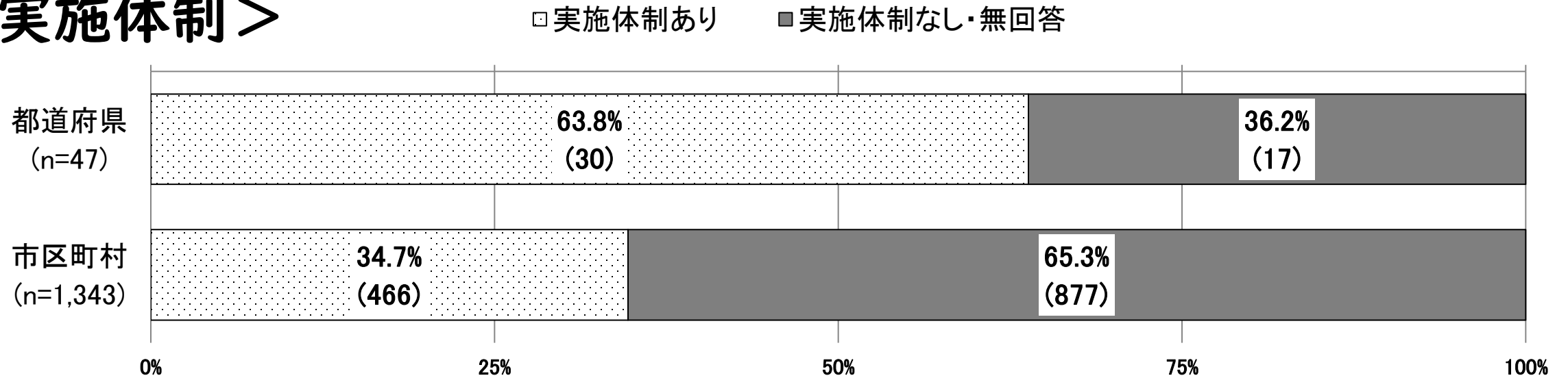


<利用実績>

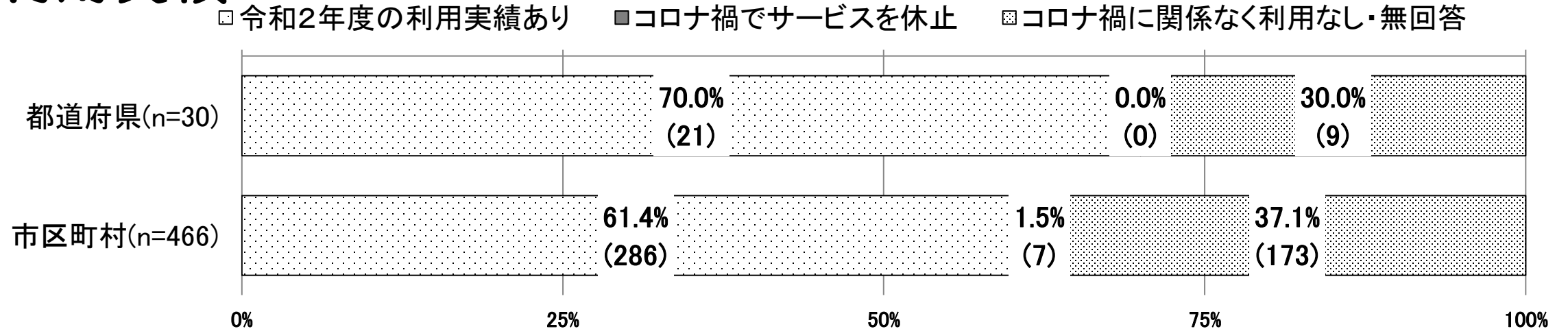


【点字・録音資料の郵送サービスの実施と実績】

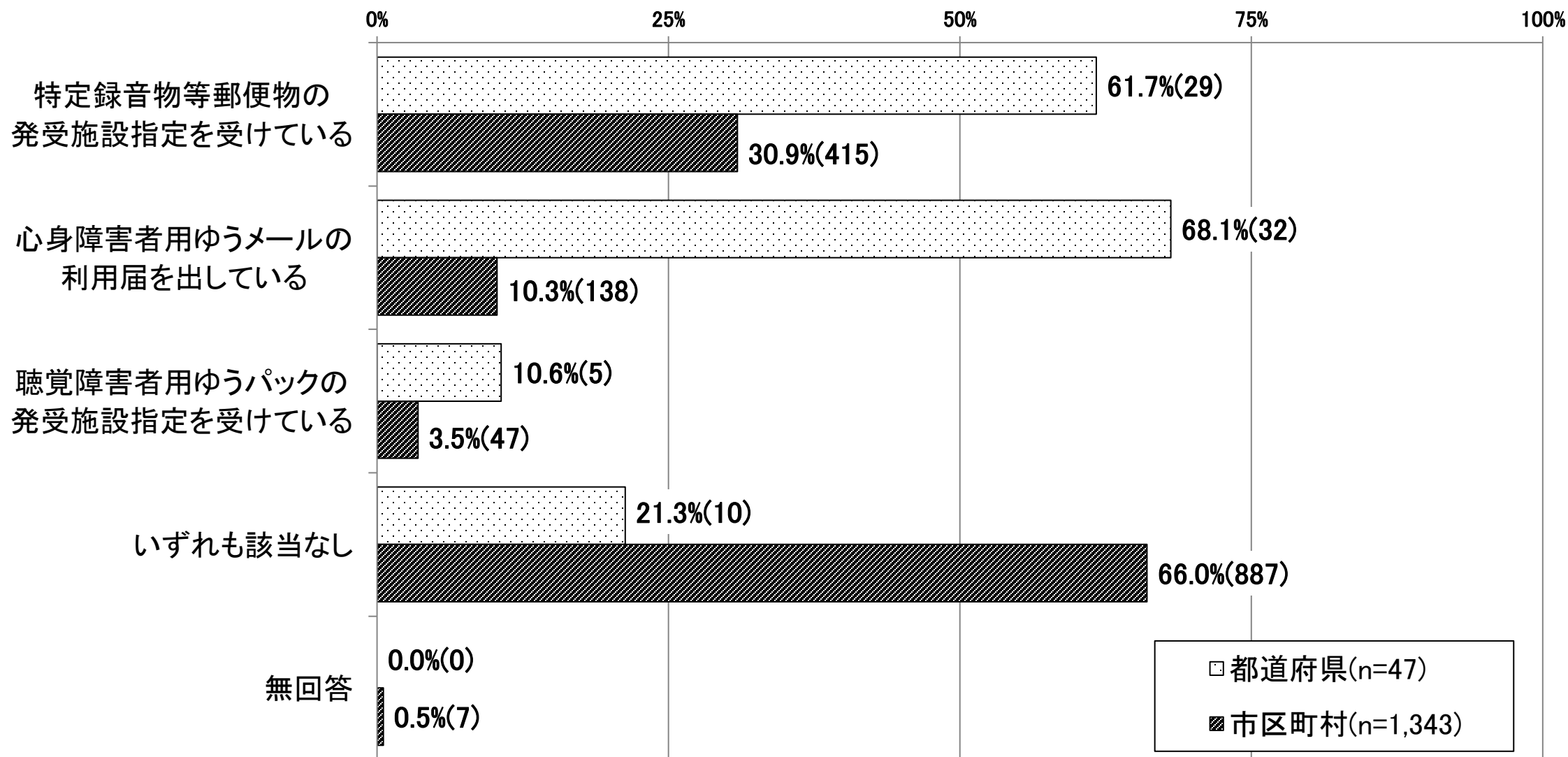
<実施体制>



<利用実績>

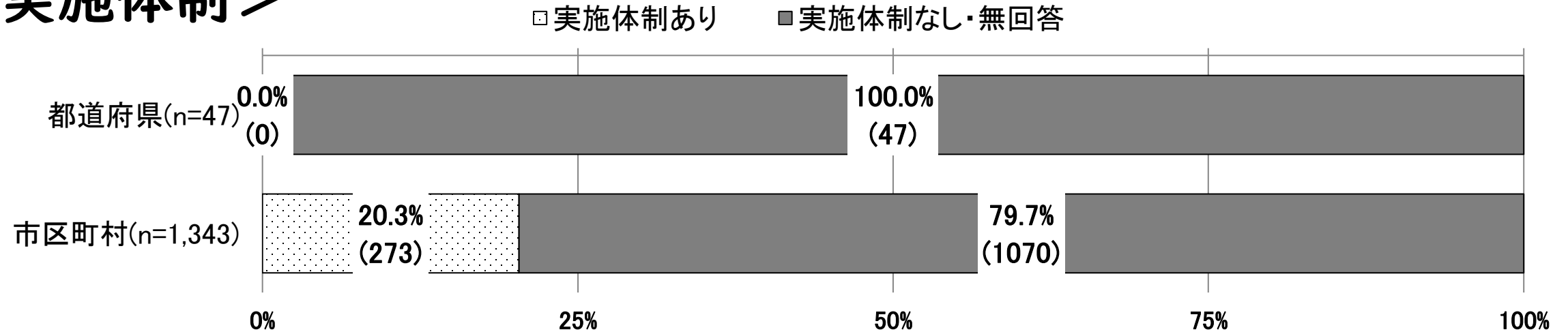


【郵送貸出サービスにかかる発受施設の指定等の有無】

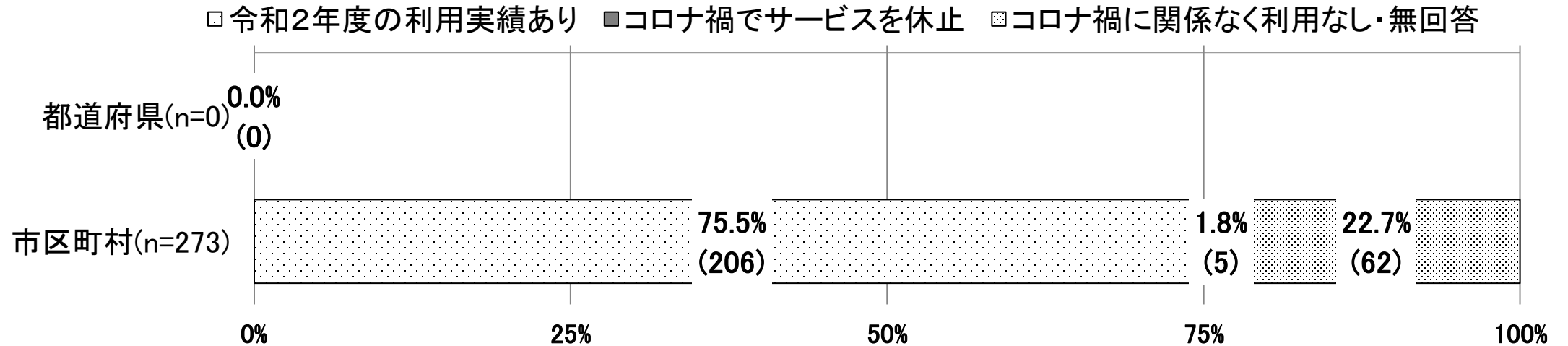


【宅配サービスの実施と実績】

＜実施体制＞



＜利用実績＞



・分析

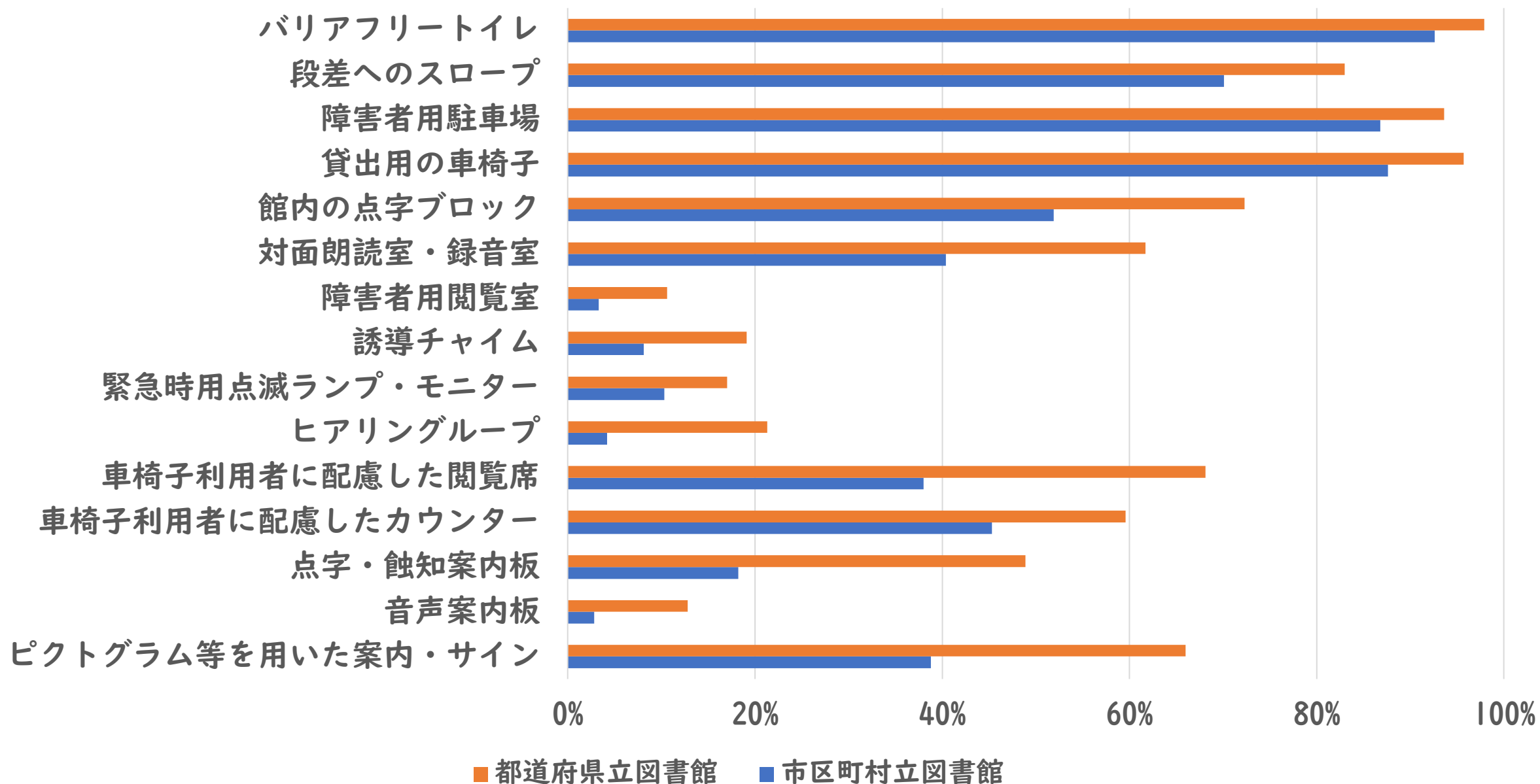
▶ 郵送貸出サービスに関連する発受施設の指定等のサービスを実施するための基盤を整備している館ほど、実施体制や実績が高い傾向にあった。また、これらの基盤を整備している館では、担当する職員がいる割合が高かった。

▶ 対面朗読サービス，郵送貸出サービス等の実施体制や利用実績がある館では，担当する職員がいる傾向が見られた。

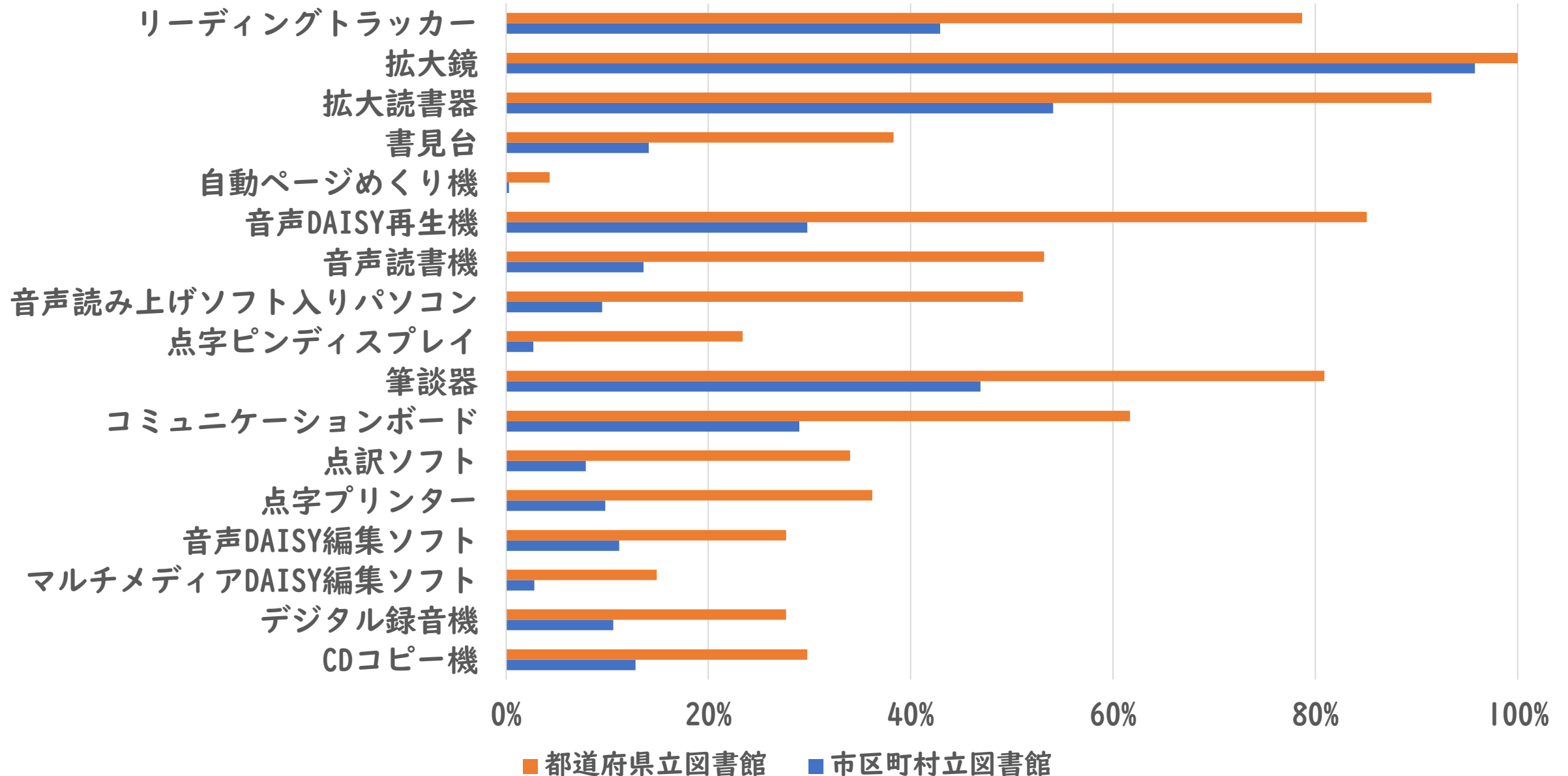
▶ 都道府県立図書館と市区町村立図書館のどちらにおいても，各種サービスの実施状況が高いほど，指標への適合率が高い。

主な結果と分析（4）：施設・設備

【施設・設備の整備状況】



【読書支援機器・補助具等の整備状況】

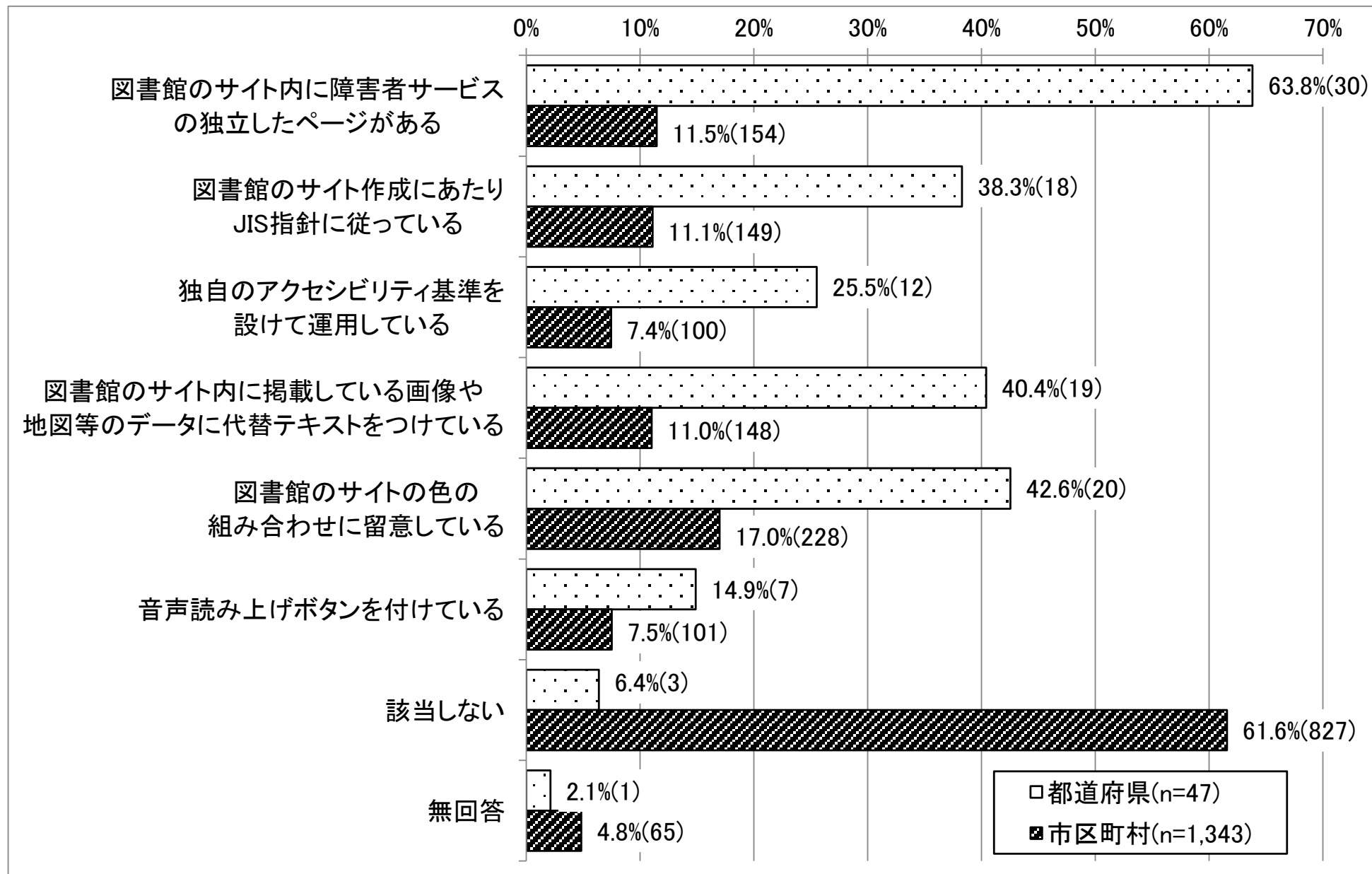


【主な読書支援機器・補助具等の整備状況の変化】

	2010年	2017年	2021年
拡大鏡	52.6%	71.8%	95.8%
拡大読書器	41.4%	54.1%	54.1%
DAISY再生機	7.2%	32.8%	29.8%
音声読書機	8.2%	15.9%	13.6%
音声読み上げソフト入りパソコン	==	12.5%	9.5%

※2021年は市区町村立図書館の割合

【図書館ウェブサイトにおける障害者利用への配慮の状況】



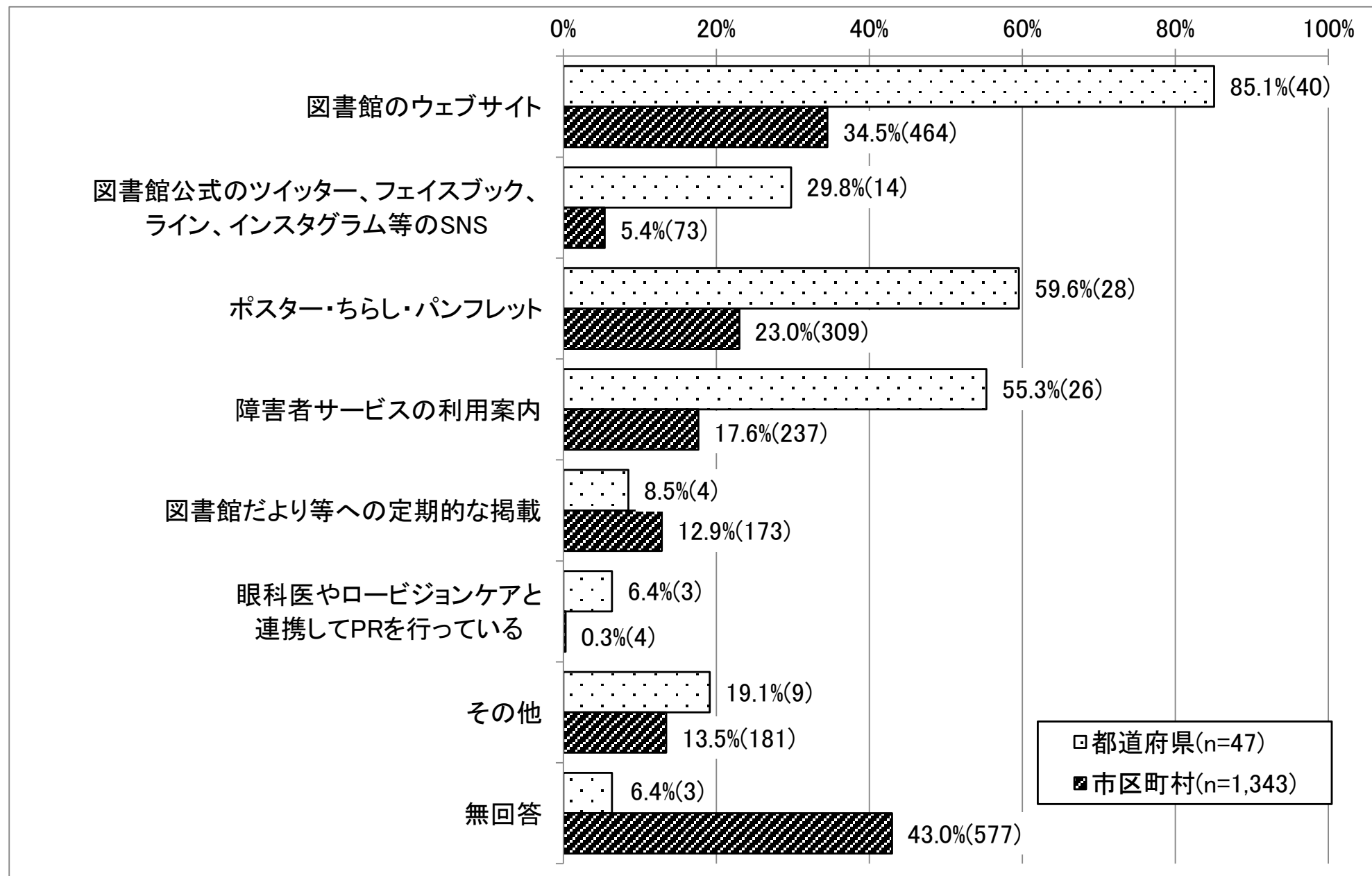
・分析

▶都道府県立図書館，市町村立図書館ともに，障害者サービス予算が多い館ほどデイジー再生機等の読書支援機器・補助具を持っている割合が大きくなる傾向にあった。

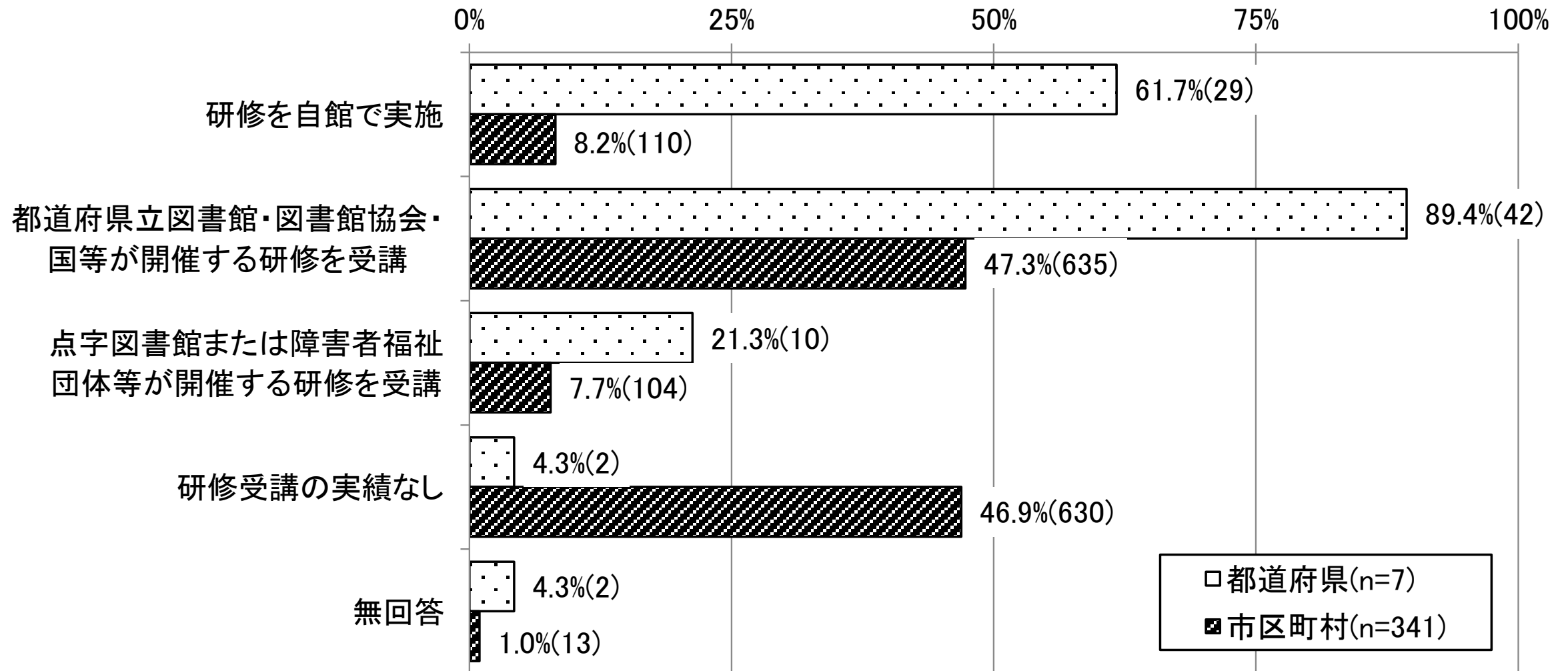
▶図書館のウェブサイトについては，都道府県立図書館と市区町村立図書館のいずれにおいても，指標に適合する館ほど障害者に配慮している傾向が見られた。

主な結果と分析（5）：広報・研修等

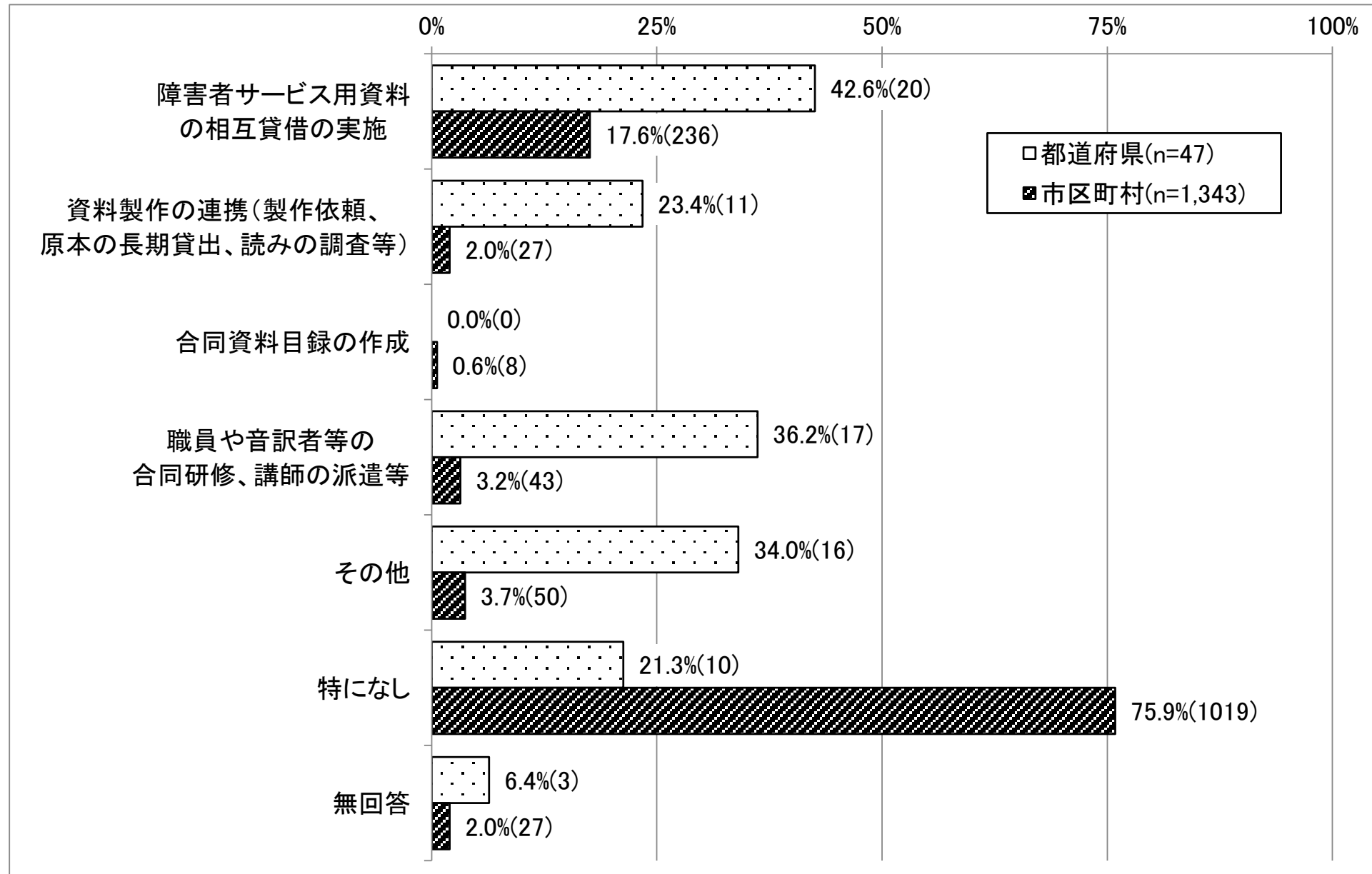
【障害者サービスに関する広報】



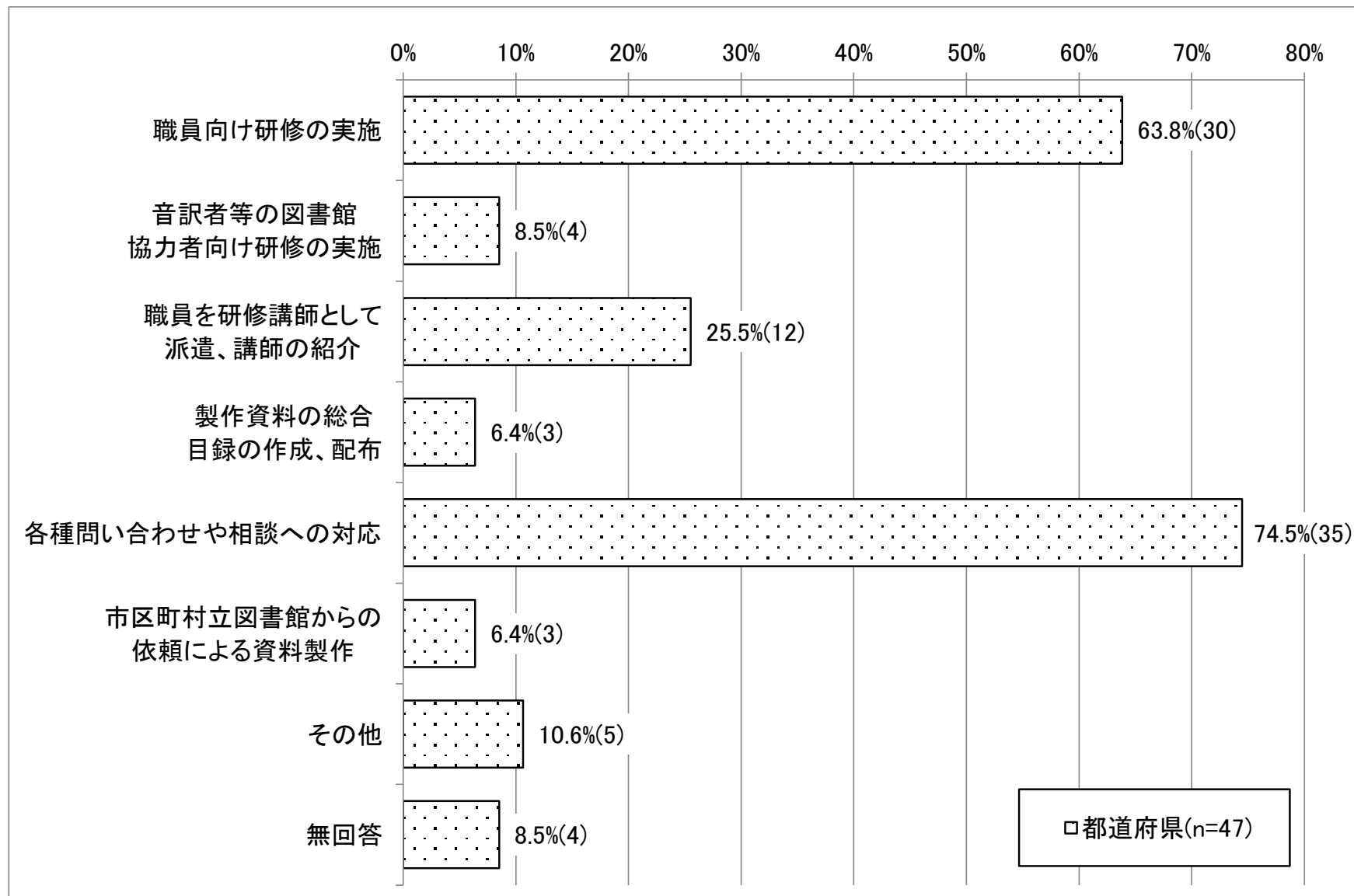
【障害者サービスに関する職員研修の実施，受講状況】



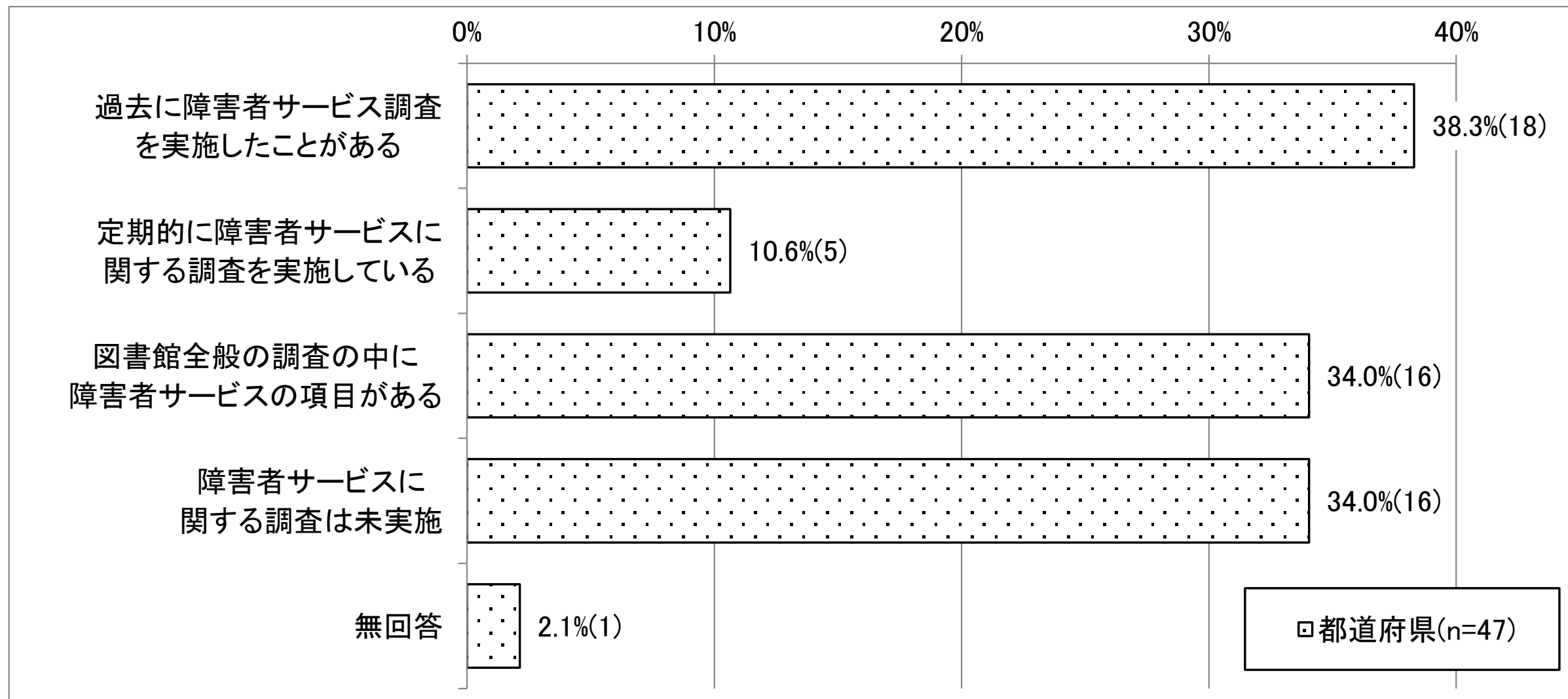
【点字図書館との連携状況】



【都道府県立図書館による市区町村立図書館の障害者サービスへの支援業務の内容】



【都道府県立図書館による障害者サービスに関する調査の有無】



・分析

▶都道府県立図書館，市区町村立図書館ともに，担当する職員がいる館や，指標に適合する館で，より広報活動を行っている傾向があった。

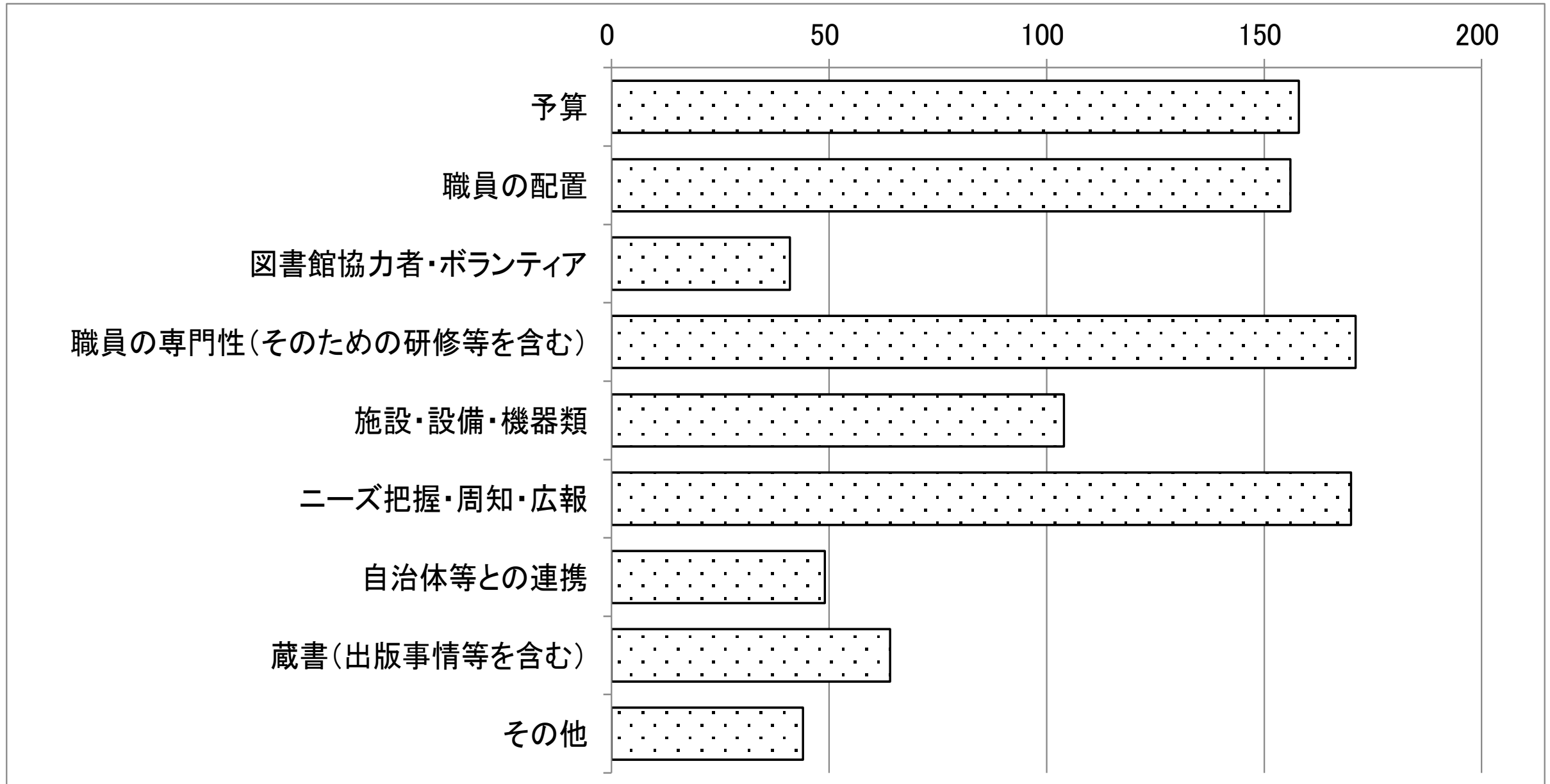
▶都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに，担当する職員がいる館や，指標に適合する館で，より研修を自館で実施または他機関が開催する研修を受講している受講している傾向があった。

▶都道府県立図書館，市区町村立図書館とも指標Ⅰに適合する館ほど，点字図書館との連携を実施している傾向があった。

▶指標Ⅰに適合する都道府県立図書館ほど、市区町村立図書館の障害者サービスへの支援業務をより実施している傾向があった。

まとめと提言

【障害者サービスを進展するための課題や問題点等】



【今後に向けての提言】

●障害者サービスの実施体制、なかでも担当職員の有無と、環境の整備から各種サービスの提供に至る多くの事項との関連が明らかとなった。担当職員の配置（必ずしも専任である必要はない）を進めることが望ましい。あわせて、研修機会の確保にも留意してほしい。また、予算の有無と関連する事項も少なくなかった。地方公共団体の多くで財政的な厳しさを増しているが、あきらめずに予算要求するとともに、補助金等の外部資金の活用等も検討してほしい。

●資料製作をしている館よりも、していない館のほうが多い。資料製作をしていない館こそ、提供できる資料の種類と量を拡大するために、サピエ図書館や視覚障害者等用データ送信サービスへの加入と、点字図書館等との連携が望ましい。加入や連携をぜひ検討してほしい。あわせて、これら著作権法第 37 条第 3 項に基づき複製（製作）した資料の的確な提供のために、障害者サービスの利用登録の実施が欠かせない。

●障害者のなかには来館利用が困難な人も少なくない。
したがって、**郵送貸出サービスなどのアウトリーチサービスの実施・充実が望ましい。**特定録音物等発受施設の指定や心身障害者用ゆうメールの届け出等によって、大きな負担なく郵送貸出サービス等が提供可能となる。また、宅配サービスにおいては、行政内部にとどまらず地域のさまざまなリソースと連携することで、新たなサービス創出の可能性も高まるだろう。

●**広報戦略を見直すことが望ましい。**各種サービスの実施体制が整っていても利用実績が低い傾向にある。はたして、サービスを必要としている障害者に、その存在を知ってもらえるような広報ができているだろうか。「眼科クリニックのロービジョンケアと連携した広報」など、障害者の身近な医療や福祉や学校などの各種機関・施設との協働・連携によって、障害者のもとにしっかり届くアウトリーチ型広報の実施を検討してほしい。

●都道府県立図書館には、都道府県内の市区町村立図書館の読書バリアフリーの推進、障害者サービスの充実を牽引するべく、率先して取り組みを進めることが望ましい。市区町村立図書館のモデルとなるように自らの環境整備やサービス提供に取り組むとともに、市区町村立図書館における取り組みの実態を調査して、支援業務に生かしてほしい。支援業務のなかでも研修の充実が特に求められている。受講機会を確保するために、オンラインを活用した研修の充実も期待される。

●「大活字本」「LL ブック」「アクセシブルな電子書籍」などの市販の作品は、障害者だけでなく高齢者や外国にルーツのある人など誰もが利用可能であり、それらの出版の促進は図書館における読書バリアフリーの推進に大きく関係する。図書館界として、出版界に働きかけることが望ましい。

●公立図書館における読書バリアフリー、障害者サービスの全国的な状況を把握し、今後に生かすためにも、本調査研究と同様の調査事業を一定期間ごとに継続して実施することが望ましい。

【読書バリアフリーの推進に参考となるツール】

※いずれも、**日本図書館協会のサイトで公開**

- ① 「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」 （2015年12月）
- ② 「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」 （2016年3月）
- ③ 「JLA障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリスト」 （2016年11月）
- ④ 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」 （2019年11月一部改定）
- ⑤ 「著作権法第37条第3項ただし書該当資料確認リスト」 （2021年12月）

⑥「認知症バリアフリー社会実現のための手引き（図書館編）」（2023年3月）

⑦「地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定するための指針」（2023年4月）

⑧「図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）評価シート 公共図書館編」（2023年4月）

ご静聴ありがとうございました